

越前市水防計画

(平成18年2月 策定)
(平成19年2月 改定)
(平成20年2月 改定)
(平成27年1月 改定)
(平成28年3月 改定)
(平成29年3月 改定)
(令和2年11月 改定)
(令和3年11月 改定)
(令和4年9月 改定)
(令和5年10月 改定)
(令和6年8月 改定)

越 前 市

目 次

水防計画		
第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	6
第 3 章	水防区域と重要水防箇所	7
第 4 章	予報及び警報	9
第 5 章	雨量・水位等の観測及び通報	20
第 6 章	気象予報等の情報収集	22
第 7 章	ダム・水門等の操作	23
第 8 章	通信連絡	24
第 9 章	水防施設及び輸送	26
第 10 章	水防活動	27
第 11 章	水防信号、水防標識等	31
第 12 章	協力及び応援	32
第 13 章	費用負担と公用負担	34
第 14 章	水防報告等	36
第 15 章	水防訓練	37
第 16 章	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	38
別表 1	水防本部の事務分掌	
別表 2	消防機関招集体系	
別表 3	消防団の配置区分	
資料 1-1	水防区域	
資料 1-2	主要水閘門一覧表	
資料 2	重要水防区域一覧表	
資料 3	九頭竜川水系日野川中流の洪水予報実施要領	
資料 4	避難判断水位（特別警戒水位）情報	
資料 5	水防警報発表様式	
資料 6	雨量観測所一覧表	
資料 7	水位観測所一覧表	
資料 8	映像監視所一覧	
資料 9	水防用倉庫・水防用資機材一覧表	
資料 10	水防実施状況報告書	
資料 11	水防活動報告書	
資料 12	福井県 重要水防箇所（丹南土木管内 詳細図）	
関係機関連絡先一覧		
水防法		

越前市水防計画

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体たる越前市が、同法第33条第1項の規定に基づき、越前市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、越前市の地域にかかる河川、湖沼の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

（1）水防本部

越前市内における水防を総括するため、設置するものである。洪水等の恐れがあるときに設置する。

（2）水防管理団体

水防の責任を有する越前市をいう（法第2条第2項）。

（3）水防管理者

水防管理団体の長である市長をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

南越消防組合消防本部消防長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防要員

越前市水防本部に属する者をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

福井県水防計画で定める量水標管理者は、福井県水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断をするため、県と気象庁が共同で発表する防災情報。

（10）洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、福井地方気象台長と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(11) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(12) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣または知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣または知事が指定した水位周知河川においてあらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいい、水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川において、市町長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(17) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

(18) 特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合

に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(21) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法第15条の6）

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次の通りである。

(1) 水防管理団体（越前市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2）
- ④ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑦ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑧ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑨ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑩ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑪ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑫ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑬ 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑭ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑮ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑯ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑰ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑱ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑲ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ⑳ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）

- ⑥洪水予報の発表及び通知（第１１条第１項、気象業務法第１４条の２第３項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第１２条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第１３条第２項及び第３項）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第１３条の２）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第１４条）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第１５条の１０）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第１６条第１項、第３項及び第４項）
- ⑬水防信号の指定（法第２０条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第２９条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第３０条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第３５条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第４０条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第４８条）
- （３）国土交通省の責任
 - ①洪水予報の発表及び通知（法第１０条第２項、気象業務法第１４条の２第２項）
 - ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第１２条）
 - ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第１３条第１項）
 - ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第１３条の４）
 - ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第１４条）
 - ⑥水防警報の発表及び通知（法第１６条第１項及び第２項）
 - ⑦重要河川における知事等に対する指示（法第３１条）
 - ⑧特定緊急水防活動（法第３２条）
 - ⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第４０条）
 - ⑩県等に対する水防に関する勧告又は助言（法第４８条）
- （４）河川管理者の責任
 - ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第２２条の２）
 - ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第１５条の１２）
- （５）気象庁の責任
 - ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第１０条第１項、気象業務法第１４条の２第１項）
 - ②洪水予報の発表及び通知（法第１０条第２項、法第１１条第１項並びに気象業務法第１４条の２第２項及び第３項）
- （５）居住者等の義務
 - ①水防への従事（法第２４条）
 - ②水防通信への協力（法第２７条）

1.4 安全配慮

洪水においては、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。水防活動に従事する者自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

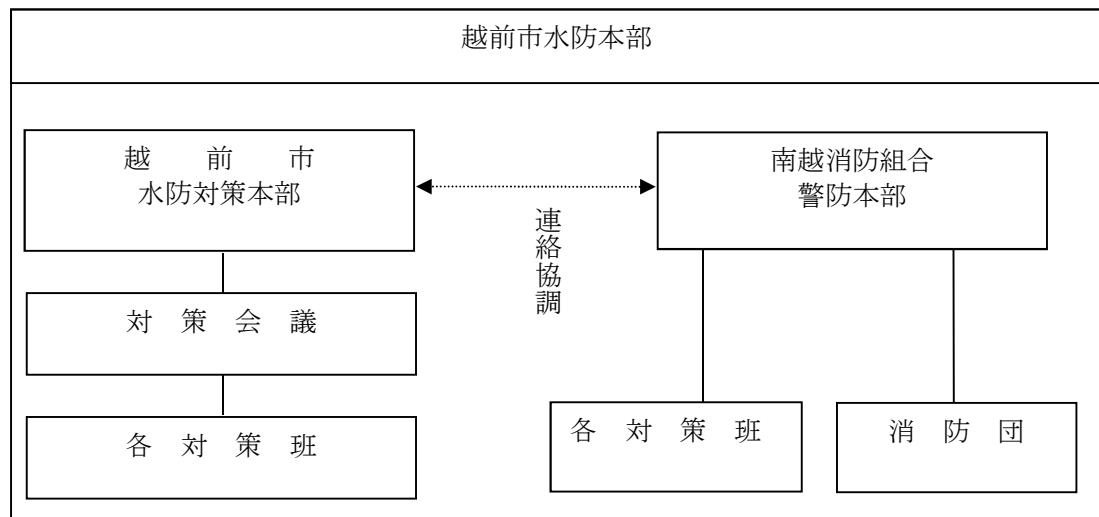
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防活動に従事する者を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動に従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防活動に従事する者等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防活動に従事する者等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織

2.1 市の水防組織

水防に関係ある警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなつたと認められるときまで、越前市水防本部を設置する。なお、越前市水防本部は、越前市並びに南越消防組合に設ける警防本部で構成し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(1) 水防本部の組織系統



(2) 水防本部の構成及び事務分掌

水防本部の構成及び事務分掌は、市水防本部の事務分掌（別表1）のとおりとする。

第3章 水防区域と重要水防箇所

3.1 水防区域

市内の水防区域をその区域の現状並びに洪水が公共上及ぼす影響の程度により次のとおり分ける。(資料1-1)

(1) 福井県知事において水防警報を行う地域

- | | | |
|-------|----|---------------------------|
| ①日野川 | 右岸 | 南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで |
| | 左岸 | |
| ②鞍谷川 | 右岸 | 越前市新鞍谷橋から浅水川合流まで |
| | 左岸 | |
| ③吉野瀬川 | 右岸 | 越前市岡本橋から日野川合流点まで |
| | 左岸 | |

3.2 水防区域の現況

(1) 河川等水防区域 (資料1-1)

- ①1級河川 13河川
- ②その他河川
 - ア 準用河川 2河川
 - イ 法定外河川及び主要水路 1河川

(2) 要注意箇所 (資料1-2)

- ①主要水閘門一覧表
- ②河川管理施設水門樋門

3.2 重要水防箇所

(1) 定義

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

重要水防箇所の評定基準については、以下のとおりである。

種別	重要度		要注意 区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては、計画高潮位)が現状の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現状の堤防高との差が堤防の余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質から見て漏水が発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるその対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 県管理区間における重要水防箇所

県管理区間における重要水防箇所は、資料2のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表若しくは伝達する注意報及び警報

福井地方気象台は、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報および警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報、警報		一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報	発表基準
注意報	気象	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	高潮	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	津波	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
警報	気象	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	津波	津波警報又は大津波警報（大津波警報を特別警報に位置付け）	津波により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
特別警報	気象	大雨特別警報	過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	高潮	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

①大雨・洪水注意報発表基準

令和6年5月23日現在

市町を まとめた地域	市町名	大雨 (浸水害)	大雨 (土砂災害)	洪水	洪水	洪水
		表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
嶺北南部	越前市	9	81	天王川流域=4.9, 浅水川流域=9.6, 鞍谷川流域=10.9, 服部川流域=8, 水間川流域=7.5, 月尾川流域=7, 吉野瀬川流域=10.8, 大塩谷川流域=5.9	天王川流域=(7,4), 鞍谷川流域=(5,10.9), 服部川流域=(5,8), 水間川流域=(5,7.5), 月尾川流域=(5,6.1), 日野川流域=(7,21)	日野川中流[糺橋]
	鯖江市	9	77	浅水川流域=20, 穴田川流域=7.6, 鞍谷川流域=15.8, 河和田川流域=8.8, 吉野瀬川流域=10.9, 天神川流域=3.1, 神通川流域=5.5	浅水川流域=(7,16), 鞍谷川流域=(5,15.8), 河和田川流域=(7,7), 日野川流域=(7,27.9), 天神川流域=(7,3)	日野川中流[糺橋]
	池田町	9	82	足羽川流域=21.2, 部子川流域=14, 水海川流域=12.2, 魚見川流域=13.6	足羽川流域=(7,16.9), 部子川流域=(5,14)	—
	南越前町	6	75	日野川流域=24.8, 清水川流域=4.2, 牧谷川流域=5.2, 奥野々川流域=4, 阿久和川流域=5.5, 鹿蒜川流域=8.1	日野川流域=(5,13.4)	—

②大雨・洪水警報発表基準

令和6年5月23日現在

市町を まとめた地域	市町名	大雨 (浸水害)	大雨 (土砂災害)	洪水	洪水	洪水
		表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
嶺北南部	越前市	15	116	天王川流域=6.3, 浅水川流域=12, 鞍谷川流域=13.7, 服部川流域=10, 水間川流域=9.4, 月尾川流域=8.8, 吉野瀬川流域=13.6, 大塩谷川流域=7.4	天王川流域=(7,5.6), 鞍谷川流域= (7,13.4), 服部川流域=(7,9), 水間川流域=(7,8.4), 月尾川流域=(7,6.8)	日野川中流[糺橋]
	鯖江市	17	111	浅水川流域=25, 穴田川流域=9.5, 鞍谷川流域=19.8, 河和田川流域=11.1, 吉野瀬川流域=13.7, 天神川流域=3.9, 神通川流域=7.1	浅水川流域=(7,22.5), 鞍谷川流域=(7,17.8), 河和田川流域= (7,9.9), 日野川流域=(7,32.5), 天神川流域=(7,3.4)	日野川中流[糺橋] 足羽川[九十九橋]
	池田町	12	118	足羽川流域=26.5, 部子川流域=17.6, 水海川流域=15.3, 魚見川流域=17	足羽川流域=(7,23.7), 部子川流域=(7,15.8)	—
	南越前町	11	108	日野川流域=31.1, 清水川流域=5.3,	—	日野川中流[糺橋]

				牧谷川流域=6.6 奥野々川流域=5, 阿久和川流域=6.9, 鹿蒜川流域=10.2		
--	--	--	--	---	--	--

(大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方)

- (1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。
- (2) 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。
- (3) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
- (4) 各指標基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数は市町内における基準値の最低値を示す。
- (5) 「洪水の複合基準」は、(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を示す。
- (6) 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略。
- (7) 基準が設定されていない市町については、その欄を“－”で示す。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報・注意報を発表する」ことを意味する。

③大雨特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に発表される。

④大雨警報・洪水注意報等を補完する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補完する情報として、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
防災キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

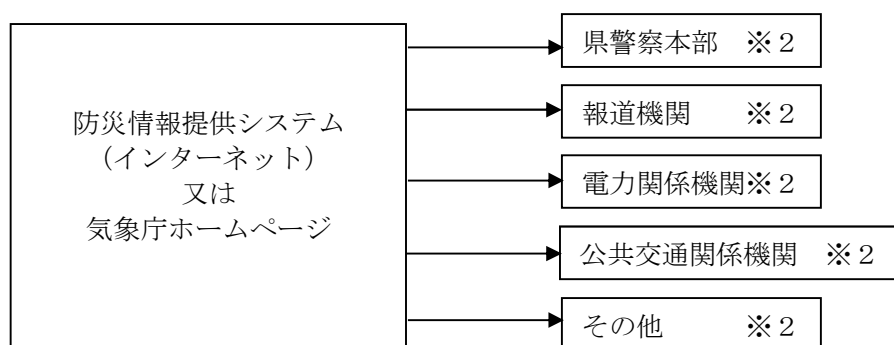
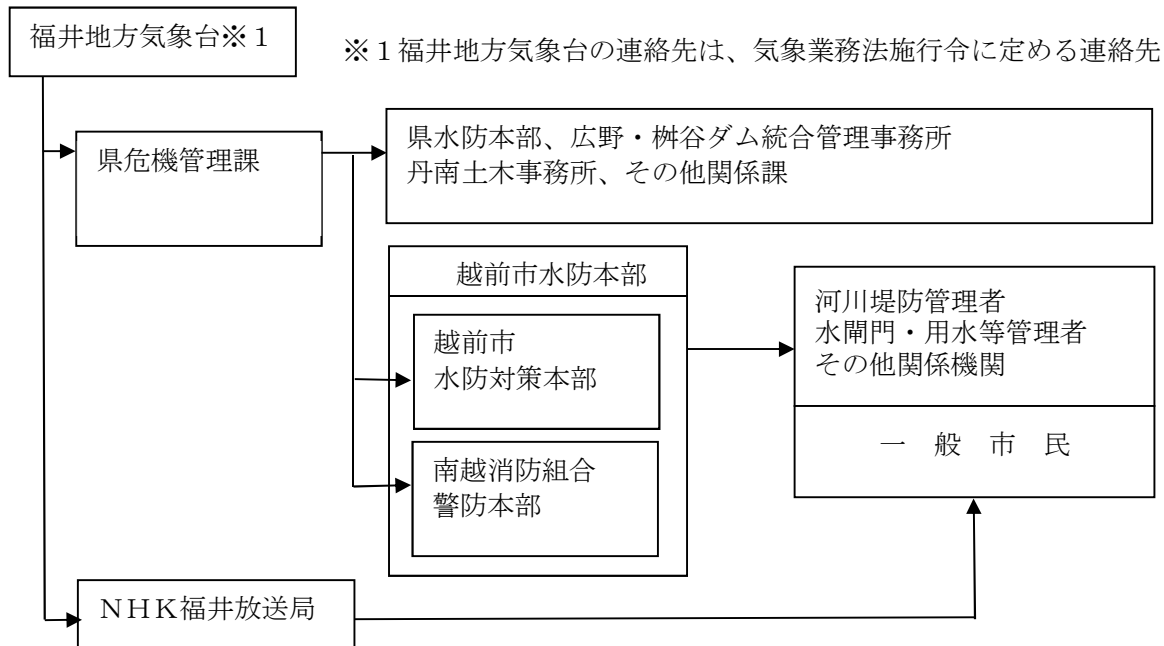
洪水キキクル (洪水警報 の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の 予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まり予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

④気象庁が発表する特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 注意報・警報等の伝達経路及び手段



※2 これらの機関は防災情報提供システム（インターネット）によるメール配信（各機関が必要な情報を登録）、又は気象庁ホームページより入手する。

4.2 土砂災害警戒情報

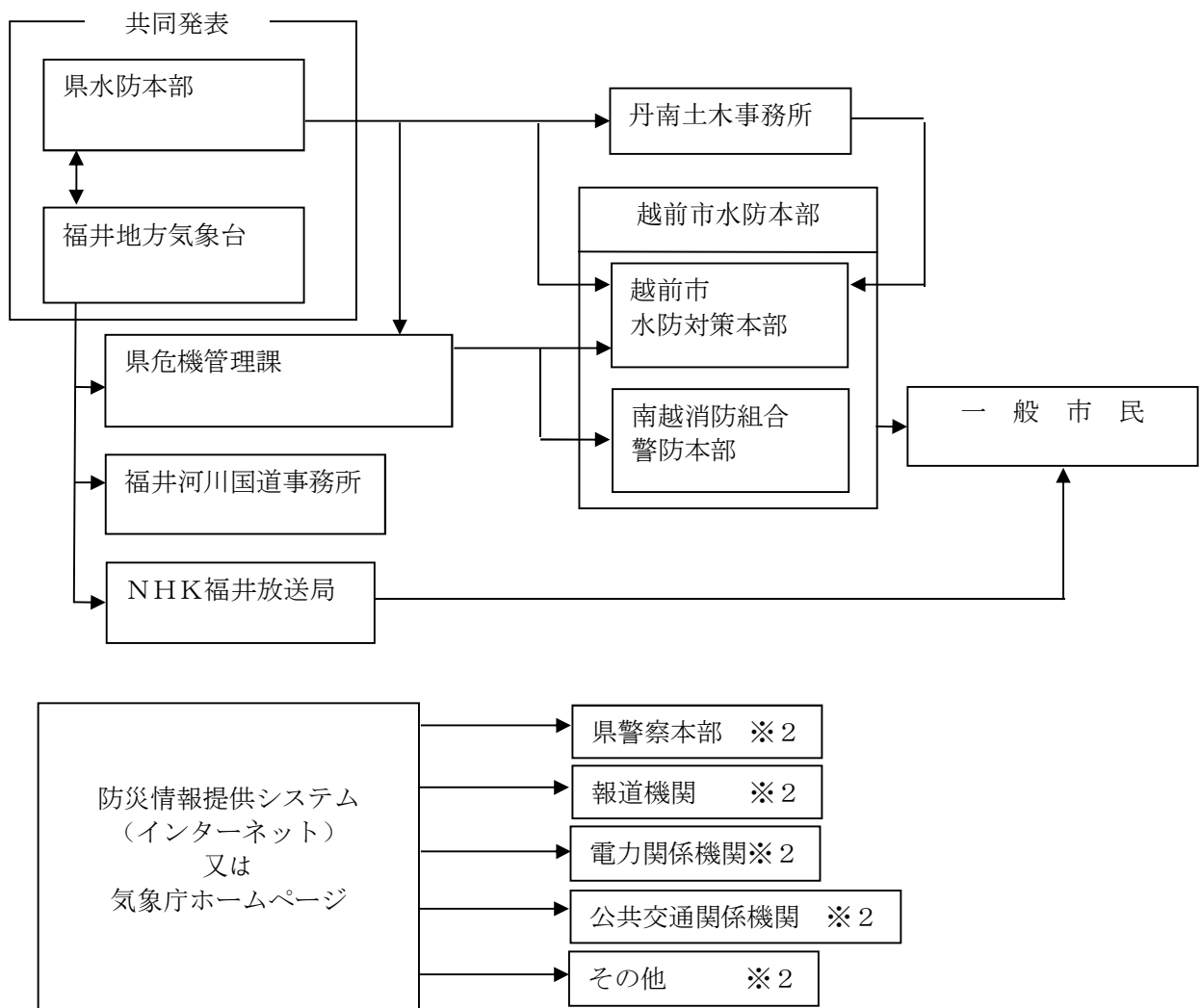
福井県と福井地方気象台は共同して、福井県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町単位において土砂災害警戒情報の発表を行う。

また、発表した市町へ避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

（１） 発表基準

種類	発表の基準
警戒基準	大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測が、県で定める監視基準に達したとき
警戒解除基準	気象庁が作成する降雨予測が、県で定める監視基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき

（２） 土砂災害警戒情報に関する伝達経路



※ 2 これらの機関は防災情報提供システム（インターネット）によるメール配信（各機関が必要な情報を登録）、又は気象庁ホームページより入手する。

4.3 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知する。加えて、関係市町に避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断を参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき、又は、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 福井県と福井地方気象台が共同で行う洪水予報

福井県と福井地方気象台は共同して、洪水予報実施要領（資料3）に基づき、次の河川の洪水予報を行うものとする。

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	予報 区域名	区域
日野川	日野川中流	南越前町・越前市境から国土交通大臣管理区域上流端まで

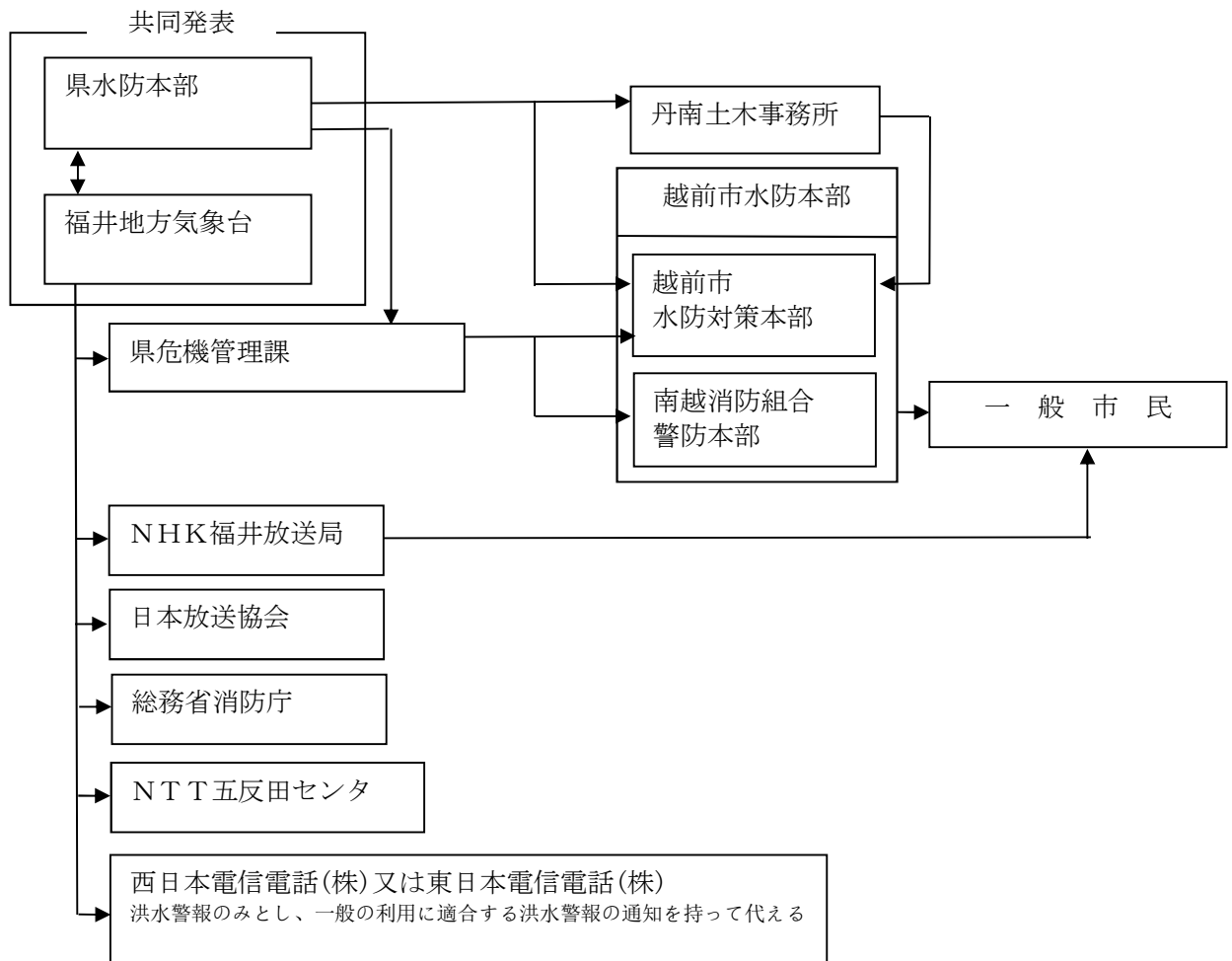
②洪水予報の対象となる基準水位観測所及び洪水浸水想定区域

河川名	予報 区域名	観測 所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	洪水浸水 想定 区域
日野川	日野川 中流	糺橋	鯖江市 糺町	3.20m	4.20m	4.60m	5.50m	越前市 福井市 鯖江市 南越前町

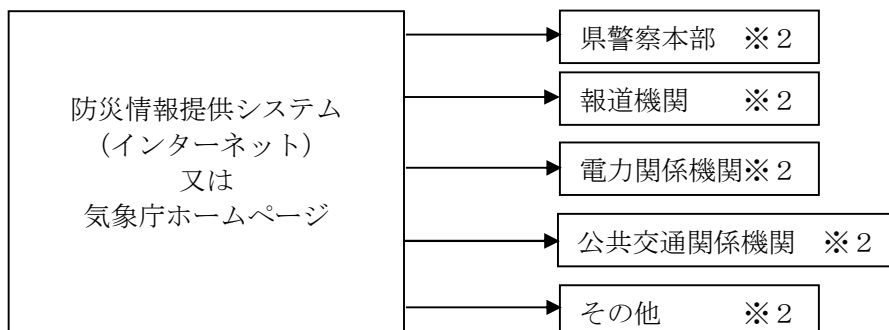
③洪水予報の発表形式

発表形式は、「九頭竜川水系日野川中流の洪水予報実施要領」のとおり。（資料3）

④洪水予報の伝達経路



報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。



※2 これらの機関は防災情報提供システム（インターネット）によるメール配信（各機関が必要な情報を登録）、又は気象庁ホームページより入手する。

4.4 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について、水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したとき並びに氾濫が発生したときは、その旨を当該河川の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

また、知事が指定した河川について通知した知事は、避難情報発令の判断に資するため、から、関係市町の長にその通知に係る事項を通知する。加えて、関係市町に避難等の判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位周知

福井県は、水位周知発表基準に基づき、次の河川の水位到達情報の通知を行う。

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
日野川	左岸 南条郡南越前町聖橋から南越前町・越前市境まで 右岸
鞍谷川	左岸 越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで 右岸
吉野瀬川	左岸 越前市岡本橋から日野川合流点まで 右岸

②水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m) ※1	氾濫 注意水位 (m) ※2	避難 判断水位 (m) ※3	氾濫 危険水位 (m) ※4	水位到達情報 発表者（土木 事務所長）
日野川	南越前町鯖波 (聖橋)	2.10	2.90	3.00	3.40	丹南土木
鞍谷川	越前市栗田部 (栗田部)	1.30	1.80	1.90	2.50	丹南土木
吉野瀬川	越前市上太田 (上太田)	2.00	2.40	2.50	3.20	丹南土木

(注) ※1=水防団待機水位（通報水位）、※2=氾濫注意水位（警戒水位）

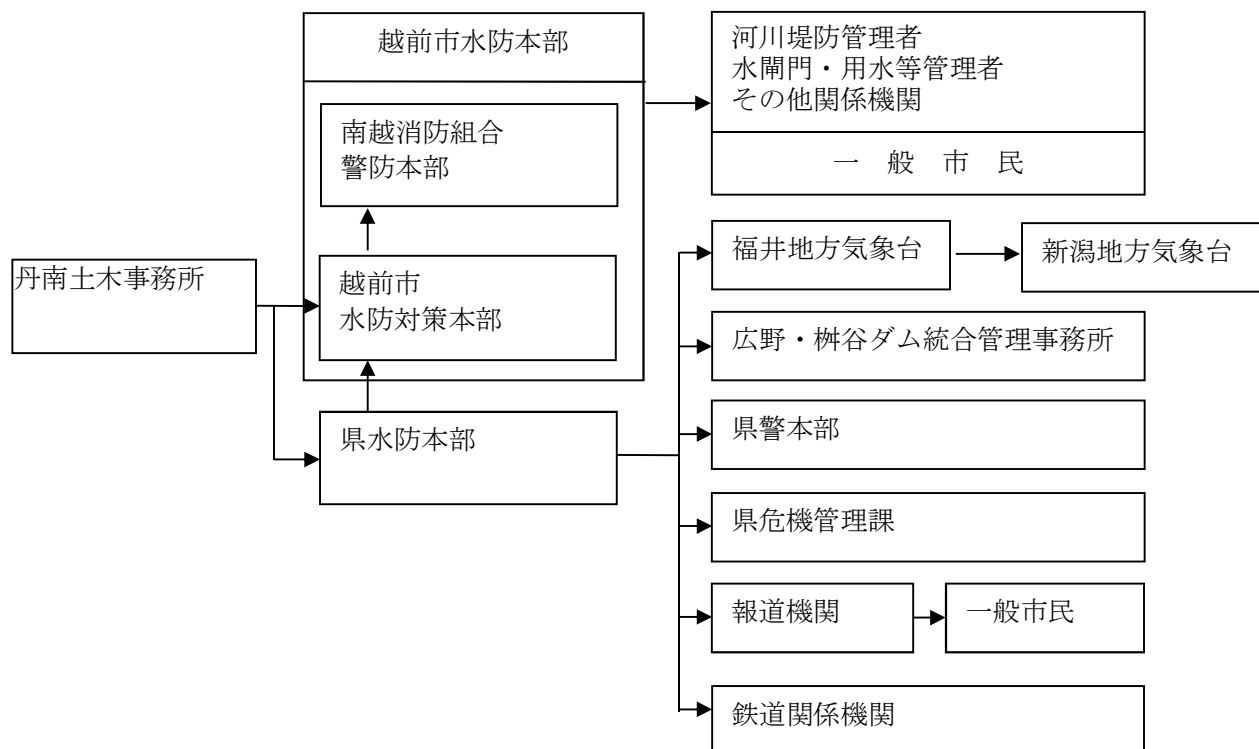
※3=避難判断水位

※4=氾濫危険水位（特別警戒水位）＝（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

③水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、福井県避難判断水位（特別警戒水位）発表様式のとおり（資料4）

④水位到達情報の伝達経路



4.5 水防警報

4.5.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発令については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.5.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 水防警報等に対する措置

知事は、知事が指定した河川について水防警報を発したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

(2) 県が行う水防警報

福井県は法第16条の規定により水防警報を発令する。

○水防警報の種類

種類	発表時期	内容
準備	気象予報及び上流雨量により増水のおそれがあると認めたとき、又は対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるときに発表する。	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の召集準備をする。
出動	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき、又は上流の雨量ならびに水位により危険が予想されるときに発表する。	水防活動に出動する。
解除	対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表する。	水防活動を終了する。

（注）ただし、「準備」は省略することがある。

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
日野川	左岸 南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸
鞍谷川	左岸 越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで 右岸
吉野瀬川	左岸 越前市岡本橋から日野川合流点まで 右岸

②水防警報の対象となる基準水位観測所

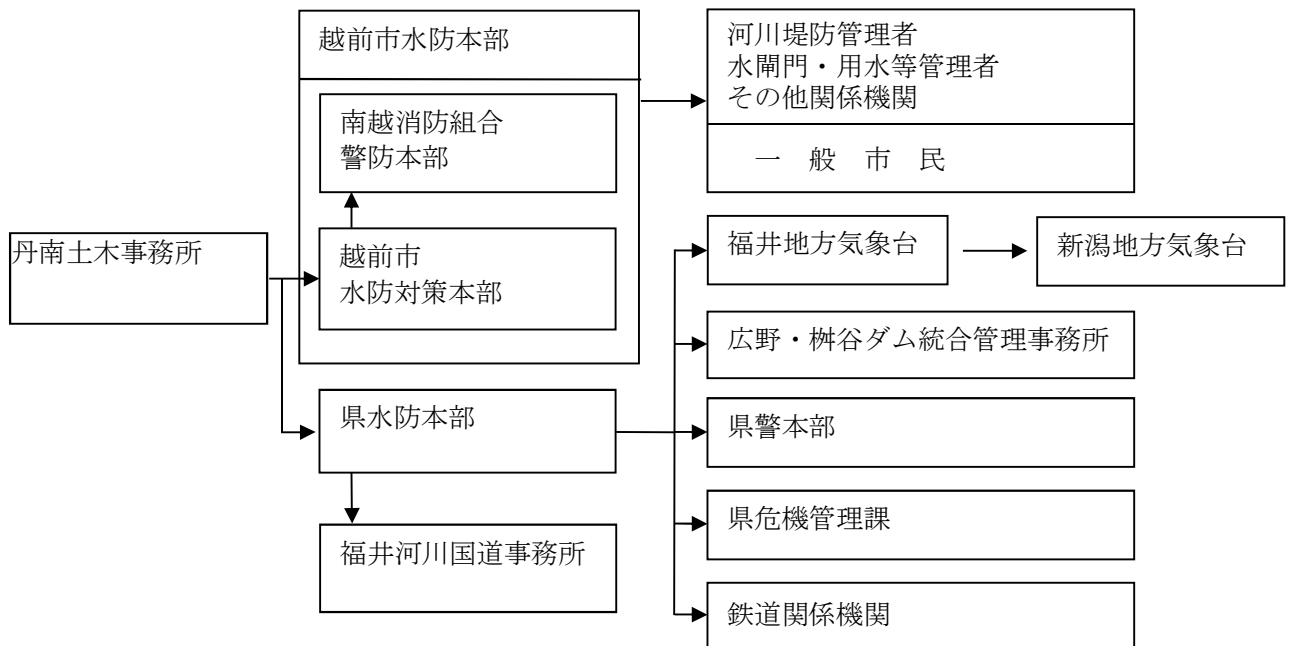
河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m) ※ 1	氾濫 注意水位 (m) ※ 2	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	水防警報 発表者 (土木事務所長)
日野川	越前市中平吹 (中平吹)	2.50	3.50	—	4.00	丹南土木
吉野瀬川	越前市上太田 (上太田)	2.00	2.40	2.50	3.20	丹南土木
鞍谷川	越前市栗田部 (栗田部)	1.30	1.80	1.90	2.50	丹南土木

(注) ※ 1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※ 2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)

③水防警報の発表形式

発表形式は、福井県水防警報発表様式のとおり。(資料 5)

④水防警報の伝達経路



第5章 雨量・水位等の観測及び通報

5.1 雨量の観測及び入手

(1) 雨量観測所

市内の雨量観測所は、国土交通省管理の雨量観測所が1箇所、気象庁管理の雨量観測所が1箇所、県管理の雨量観測所が5箇所ある。詳細は、資料6のとおりである。

(2) 雨量情報の入手

市は常に的確な気象状況を把握するとともに、管内雨量について福井県河川砂防総合情報システム等により情報を速やかに入手する。

5.2 水位の観測及び公表

(1) 水位観測所及び映像監視所

市内の水位観測所は、県管理の水位観測所が7箇所ある。また、市内の河川の映像監視所は、県管理の映像監視所が5か所ある。詳細は、資料7・8のとおりである。

(2) 水位の監視

水防管理者又は量水標管理者は気象状況等により、出水のおそれを察知したときは、水防団待機水位（通報水位）に達した時後の水位変動等を監視する。

(3) 水位の報告

丹南土木事務所長等は水位情報について福井県河川砂防総合情報システム等により管内の水位情報を速やかに入手すること。福井県河川砂防総合情報システムが故障のときは、水位観測所一覧福井県の観測所について、電話又は県防災行政無線（FAXを含む）を使って、(4)のとおり報告を行う。

(4) 福井県河川砂防総合情報システムが故障のときの報告内容

- ①水防団待機水位（通報水位）に達した時より始め、この水位以下に下まわるまでの間、毎時

- ②氾濫注意水位（警戒水位）に達した時間
- ③氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した時間
- ④最高水位
- ⑤氾濫注意水位（警戒水位）を下回った時間
- ⑥水防団待機水位（通報水位）を下回った時間

（５）水位の公表

福井県の管理する水位観測所の水位及び映像監視所の画像については、インターネットや地上デジタル放送により公表する。

（６）欠測時の措置

- ①福井県の管理する水位観測所において欠測が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。
- ②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、合わせて関係機関等に周知する。

5.3 水位、雨量、潮位情報等の通報

（１）水位、雨量の速報

水位、雨量、その他水防のための緊急通信は、各通信網の利用により速報に努めること。

（２）情報の相互提供

福井県及び福井地方気象台、福井河川国道事務所、警察本部、電力会社等に集められた水位、流量、雨量、最大風速等の資料で必要なものについては、相互に提供しあうものとする。

（３）下流及び近隣市町への連絡

同一河川沿いの水防管理団体は、出水の際、自己の管轄内の量水標水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、さらに上昇すると予想される場合、直ちに直下流及び影響が及ぶと思われる近隣水防管理団体にその水位を通報するものとする。氾濫注意水位（警戒水位）に達した時及び、水防団待機水位（通報水位）以下に低下したときも同様とする。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等について、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・ 福井県の防災情報

https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=offices&area_code=180000&pattern=default

- ・ 雨雲の動き（ナウキャスト(雨雲の動き・雷・竜巻)

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#zoom:7/lat:35.263562/lon:136.702881/colordepth:normal/elements:hrpns>

- ・ 洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bousai/rink/#elements:flood/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

- ・ 大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bousai/rink/#elements:inund/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

- ・ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bousai/rink/#elements:land/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

福井地方气象台

<https://www.data.jma.go.jp/fukui/index.html>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・ 川の防災情報

【PC版】 <https://www.river.go.jp/portal>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

- ・ 川の水位情報（一財）河川情報センター
（簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計）

<https://k.river.go.jp>

福井県

- ・ 福井県防災ネット

https://www.bousai.pref.fukui.lg.jp/dis_portal/index.html

- ・ 福井県河川砂防総合情報システム（土砂災害情報システムを含む）

【PC版】 <https://sabo.pref.fukui.lg.jp>

- ・ i-ameメール（福井県河川・砂防総合情報メール）

【携帯版】 <http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/>

NHK

- ・ NHK地上デジタル放送

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等の施設

ダム・水門・開門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム・水門・開門等の管理者は、気象情報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

7.2 操作の連絡

ダム、水門、開門、溜池等の管理者（操作担当者を含む）は、各施設の操作規則に基づき、放流等の情報を直ちに管轄土木事務所、下流地域の水防管理団体等に迅速に連絡をとること。

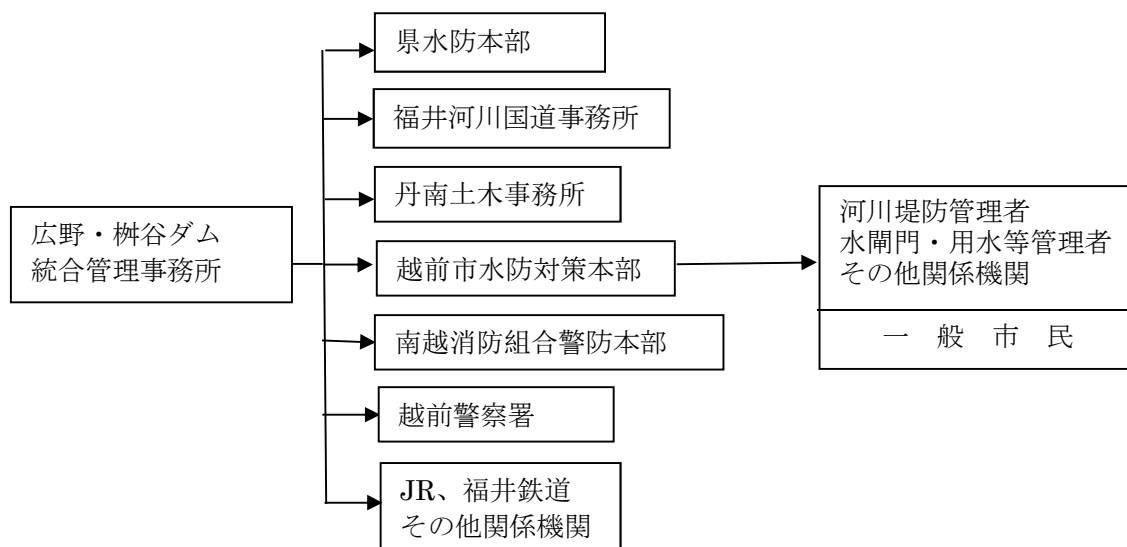
「異常洪水時防災操作」はダム操作の状況に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定。

7.3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

（１）連絡系統

広野ダム及び榎谷ダム

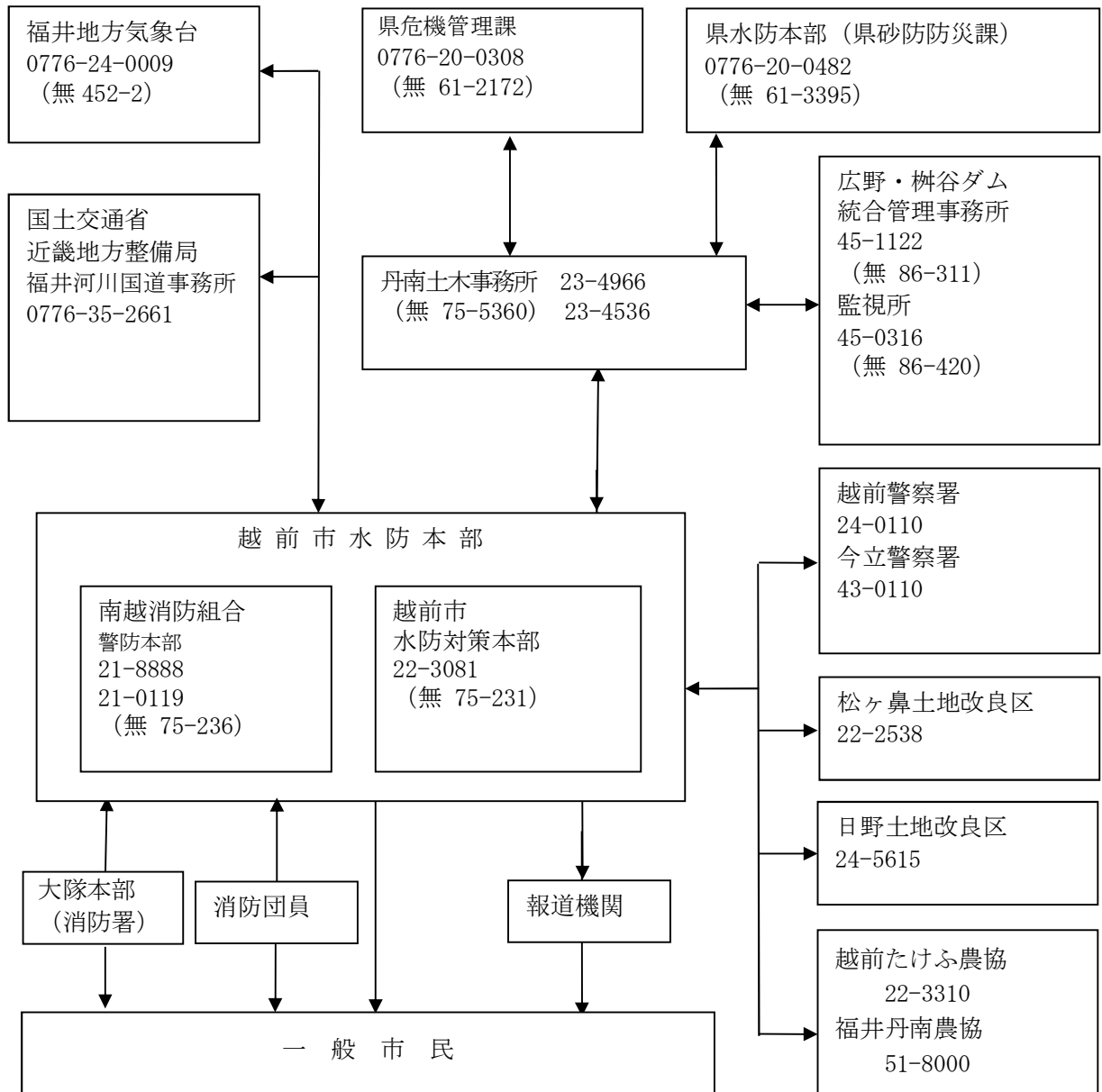


第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は以下のとおりとする。

住民への主たる通信連絡表は、同報無線屋外スピーカー、同報無線戸別受信機、報道機関、水防信号、市ホームページ、防災情報メール等とする。



8.2 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

8.3 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、専用電話、無線等の通信施設を有する機関の施設を使用することができる。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

①市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料9のとおりである。

②水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、福井県の備蓄資器材を丹南土木事務所長の承認を受けて使用することができる。なお、丹南土木事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるように努めるものとする。

③水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため業者とあらかじめ協議しておき、緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

9.2 輸送の確保

①水防管理者は非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して万全の措置を講じておくこと。

②資器材、作業員その他の輸送は、市所有自動車、消防車及び借り上げ自動車等をもって充てるものとする。

第 10 章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 市水防本部の非常配備

①市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、水防本部を設けずに水防活動する場合においても、この配備体制に準じて行うものとする。

配備区分	配備の時期	配備体制
準備体制	大雨、洪水等のいずれかの注意報が市内に発表された場合	対策班の必要な要員を自宅待機させ、注意体制に移行できる体制とする。
注意体制	①大雨、洪水等のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 ②基準点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合	対策班の必要な要員を待機させ、警戒体制に移行できる体制とする。
警戒体制	①大雨、洪水等のいずれかの警報が発表された場合 ②基準点の水位が避難判断水位に達した場合、または、氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合	必要な準備、点検の開始状況の把握と連絡活動を活発に行い、活動体制に移行できる体制とする。
活動体制	①基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合、または、避難判断水位を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 ②土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する可能性が高まった場合 ③記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ⑤広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合	対策班員の必要人員をもってあたり、事態の発生により速やかに水防活動を遂行できる体制とし、事態の推移によっては、非常体制に移行し直ちに活動できる体制とする。
非常体制	①大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ②特別警報が市内に発表された場合	水防本部全体が活動し、全機能を発揮する体制とする。

②市長は、災害の状況により前項の体制で対応できないと判断した場合には、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 233 号）第 23 条の規定による災害対策本部の設置を検討する。

(2) 消防団の非常配備

①消防団の管轄地域等

各消防団の管轄地域及び出場人員は別表 2、3 に定める。

②消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出場させ、又は出場の準備をさせるものとする。

配備区分	配備基準	配備内容
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団員は自宅等に待機するなど、次の段階に移行できる体制を整える。
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、河川災害等の発生が予測されるとき	災害発生が予想される場合には、正副団長に連絡すると共に、管轄分団長に消防団員を分団詰所に集合させ、資器材の点検及び分団管轄内の河川等の巡回警戒を要請する。
出場	河川の水位がなお上昇し、水防活動の必要があるとき	状況に応じた水防工法等の活動を実施する
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

（１）平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防活動に従事する者等が立会又は共同で行うことが望ましい。

（２）出水時

水防管理者等は、福井県から水防警報等を通知されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料２に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに丹南土木事務所長及び河川等の管理者に報告し、丹南土木事務所長は福井県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.7に定める決壊・漏水等の通報及びその後の処置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

（１）工法の選定及び習熟

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び水防工法に使用する材料等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、被災防止に努めること。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時において

ても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(2) 水防活動に従事する者の安全確保

水防作業を実施する際、水防活動に従事する者は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防活動に従事する者が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員および消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。(法第21条)

10.6 避難のための立退き

①洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、テレビ、ラジオ、信号あるいは広報網その他の方法により避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を丹南土木事務所長に速やかに報告するものとする。

③水防管理者は、警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

10.7 決壊・越水等の通報及びその後の措置

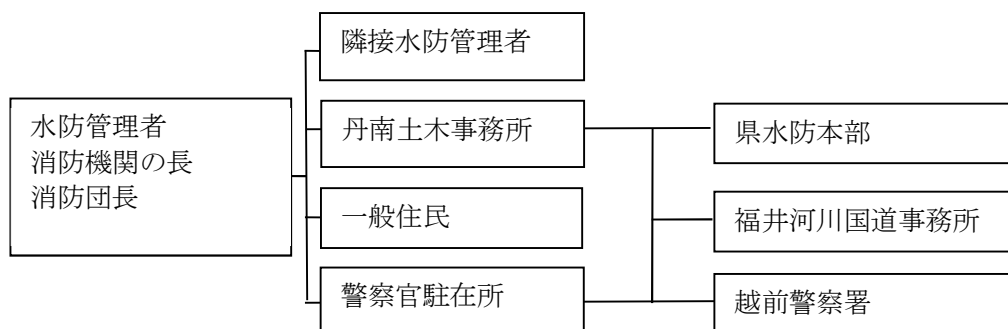
(1) 決壊・越水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は消防団長は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町の長に避難情報等の発令に資する事象として情報提供をするものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおり。



(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.7 水防配備の解除

(1) 市の配備体制の解除

水防管理者は、水防警報河川の水位が水防団待機水位以下に低下し、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備体制を解除したときは、丹南土木事務所長を通じ知事に報告するものとする。

(2) 消防団の配備体制の解除

消防団の配備体制の解除は、水位が低下して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に戻すものとする。

第11章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出場すべきことを知らせるもの

第3信号 必要と認める区域内的の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

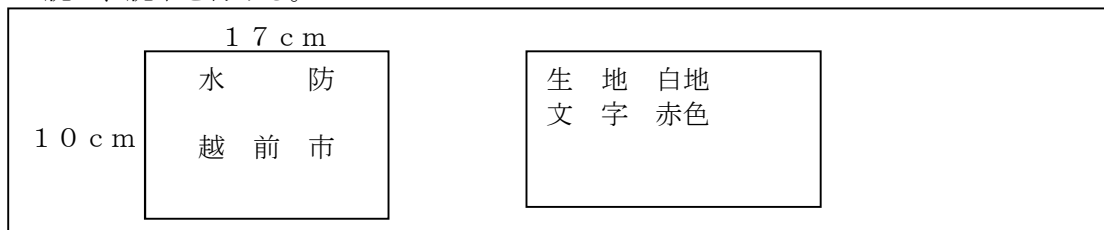
	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○—休—○—休—○—休—○ 一点ずつ	なし
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ 三点連打	○—休止 5秒 6秒 ○—休止 5秒 6秒 ○—休止 5秒 6秒
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ 乱打	○—休止 3秒 2秒 ○—休止 3秒 2秒 ○—休止 3秒 2秒
備考	備考1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

11.2 水防標識

水防作業を性格、迅速、かつ規則正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

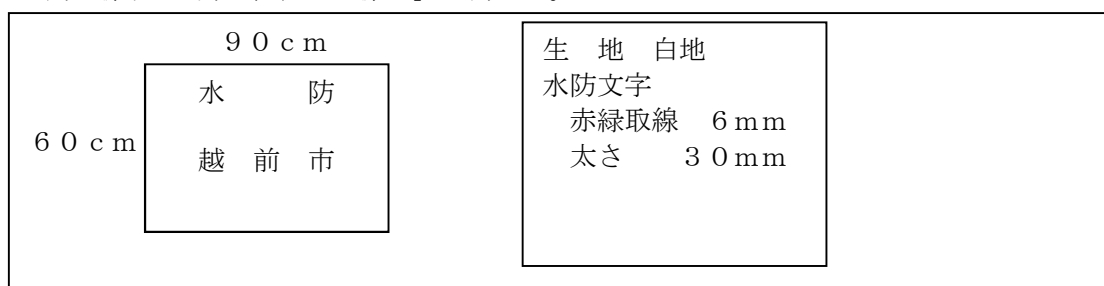
(1) 水防員の標識

左腕に、腕章を付ける。

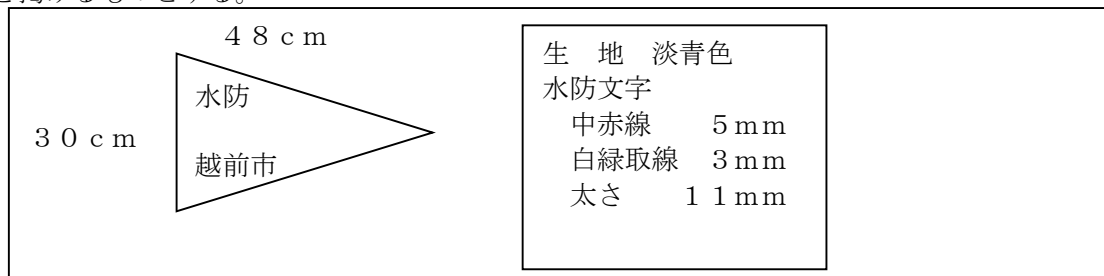


(2) 屯所の標識

昼間は標旗Aを掲げ、夜は「標灯」を掲げる。



(3) 水防用自動車として使用する車は、あらかじめ所轄警察署長の許可を受けた次の標識を掲げるものとする。



第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

〈河川管理者の協力が必要な事項〉

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、映像監視所）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知（伝達方法については、堤防は資料3、ダムは本文7.3（1）のとおり）
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し及び提供するための職員の派遣

〈河川管理者の援助が必要な事項〉

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

他の市町長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、越前警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

その方法等については、あらかじめ越前警察署長と協議しておくものとする。

12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、越前市地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求すること

ができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

12.5 国土交通省緊急災害対策派遣隊の支援

国土交通省は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を被災地方公共団体等に派遣することができる。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

(1) 費用負担（法第 4 1 条）

本市の水防に要する費用は、法第 4 1 条により本市が負担するものとする。
ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町の費用負担（法第 4 2 条）

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(3) 国の費用負担

国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は国の負担とする。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木、その他資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、12.6に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることができる。

公用負担権限委任証明書		
職 氏名		
上記の者に ことを証明する。	地域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限行使を委任した	
年 月 日		
水防管理者又は消防機関の長	氏名	印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

緊急やむを得ない場合は、公用負担の内容を所有者等に通知することによって行うことができる。ただしこの場合においては、後日に、同じ内容の命令書を手渡すことを原則とする。

第 号				
公用負担命令書				
負担者 住所 氏名				
種 類	数 量	負担内容（使用・収用・処分等）	期 間	適 用
年 月 日				
水防管理者又は消防機関の長 氏 名 事務取扱者 氏 名				

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

1. 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
2. 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
3. 警戒出動及び解除命令の時刻
4. 消防機関に属する者の出場時刻及び人員
5. 水防作業の状況
6. 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
7. 使用資材の種類及び数量並びに消耗数及び員数
8. 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
9. 応援の状況
10. 居住者出動の状況
11. 警察関係の援助の状況
12. 現場指導の官公署氏名
13. 立退きの状況及びそれを指示した理由
14. 水防関係者の死傷
15. 殊勲者及びその功績
16. 堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
17. 今後の水防について考慮を要する点、その他の所見

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料 10、11 の様式により、水防活動実施以後 2 日以内に、丹南土木事務所長を経由して福井県水防本部長に報告するものとする。

第15章 水防訓練

15.1 水防訓練

市は、隔年でなるべく出水期前に、消防機関及び関係機関を含めた水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

15.2 水防訓練の項目

水防作業は、暴風雨の中、しかも夜間に行うことが多いことから次の項目等について充分訓練を行うものとする。

- ①観測（水位、雨量、風速）
- ②通報（無線、電話）
- ③動員（消防団、住民）
- ④輸送（資材、器材、人員）
- ⑤広報（各種水防広報）
- ⑥排・取水門、角落し等の開閉操作
- ⑦水防信号
- ⑧避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

訓練の実施については、最も効果のある時期を選び行うものとし、丹南土木事務所と連携して行うものとする。

第 16 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図および水害リスク図は次のとおりであり、県が河川管理を行う。

水系名	河川名	洪水浸水想定区域 想定最大規模	洪水浸水想定区域 計画規模
九頭竜川	日野川(中流)	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/003hino_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/003hino_keikaku.pdf
	浅水川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/013asouzu_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/013asouzu_keikaku.pdf
	鞍谷川(下流)	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/014kuratani_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/014kuratani_keikaku.pdf
	鞍谷川(上流)	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/2kurate_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/2kurate_keikaku.pdf
	服部川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/05hattori_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/05hattori_keikaku.pdf
	河和田川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/3kawada_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/3kawada_keikaku.pdf
	水間川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/04mizuma_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/04mizuma_keikaku.pdf
	月尾川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/07tukio_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/07tukio_keikaku.pdf
	穴田川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/08anada_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/08anada_keikaku.pdf
	天王川(上流)	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/6tennou_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/6tennou_keikaku.pdf
	吉野瀬川(下流)	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/26yosinose_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/26yosinose_keikaku.pdf

吉野瀬川(上流)	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/09yosinose_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/09yosinose_keikaku.pdf
河濯川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/10kawaso_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/10kawaso_keikaku.pdf
大塩谷川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/11oosiodani_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/11oosiodani_keikaku.pdf
清水川	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/12simizu_saidai.pdf	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteitannan_d/fil/12simizu_keikaku.pdf

16.2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとなっている。

①洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ロ 大規模な工場その他の施設（イに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準の用途及び規模（工場、作業場又は倉庫であって、延べ面積が10,000㎡以上）に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）

16.3 洪水ハザードマップ

本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとも

に、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加したハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

16.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

16.6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

16.7 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

16.8 水害対応タイムライン

国、県、市町などの関係機関が災害発生時の状況を想定し、あらかじめ時系列に沿って防災行動をまとめたタイムラインについて、台風接近等の水害が発生する恐れがある場合には活用するとともに、必要に応じ対応後の検証と改善を行う。

別表 1 水防本部の事務分掌

組織及び事務分掌

- ① 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。また、副市長に事故があり職務を遂行できないときは総務部長とし、以下は機構順列とする。
- ③ 本部に本部付を置き、教育長をあてる。
- ④ 本部に次の部を置き、各部長は次に掲げる者をあて、本部員として部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- ⑤ 本部員となる南越消防組合次長及び南越清掃組合管理事務所長は、併任とする。

〔本部の組織〕

本部長	市長
副本部長	副市長
本部付	教育長
本部員	総合政策部長、総務部長、市民福祉部長、産業観光部長、環境農林部長、建設部長、今立総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防次長、南越清掃組合管理事務所長

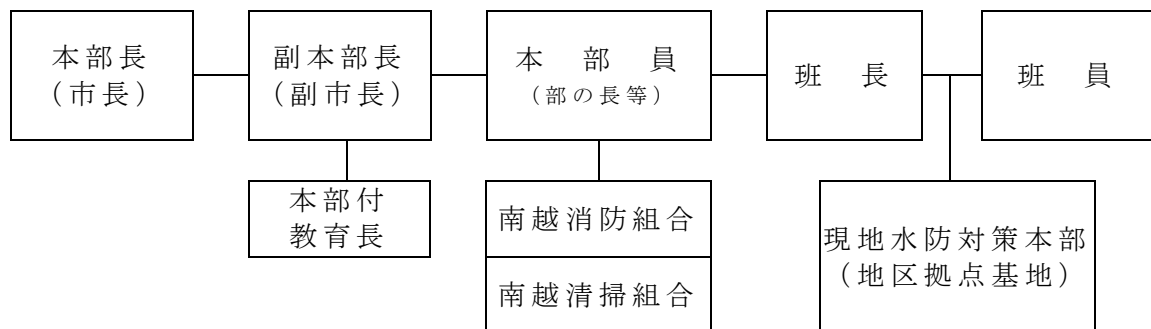
水防対策本部 設置時の部名	部局長名	水防対策本部 設置時の部名	部局長名
総合政策部	総合政策部長	今立総合支所部	今立総合支所長
総務部	総務部長	議会部	議会事務局長
市民福祉部	市民福祉部長	教育部	教育委員会事務局長
産業観光部	産業観光部長	消防部	南越消防組合 消防次長
環境農林部	環境農林部長	清掃部	南越清掃組合 管理事務所長
建設部	環境農林部長		

- ⑥ 各部に班を置き、その主な事務分掌は別表のとおりとする。
- ⑦ 本部に本部長、副本部長、本部付、本部員及びその他の職員で構成する本部員会議を置く。

〔対策会議の協議事項〕

- ア 被害状況の把握及び災害応急対策実施状況
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
- ウ 各部及び現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- オ 他団体に対する応援要請に関する事項
- カ その他重要な災害応急対策に関する事項
- キ 南越消防組合警防本部との災害対応に関する連絡・調整

〈組織図〉



〔越前市水防対策本部事務分掌〕

部 名	班 名	分 掌 事 務
総合政策部 (総合政策部長)	総合政策班 (財務企画課長) (経営戦略室長) (地域交通課長)	1. 県内他市町の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 2. 他市町村からの救援隊の受入れ並びに編成、義援金の受入れ並びに配分等に関すること。 3. 関係省庁及び県に対する陳情資料等の作成に関すること。 4. 公共交通機関との連絡調整、情報収集に関すること。 5. その他総合政策部内の支援に関すること。
	秘書広報班 (経営戦略室長) (ブランド戦略課長)	1. 本部長及び副本部長の特命に関すること。 2. 協定都市への応援要請に関すること。 3. 本部班と連携して、市民への災害状況等の広報に関すること。 4. 報道機関との連絡調整、情報提供に関すること。 5. 災害広報写真、広報資料等の収集、保存、提供に関すること。 6. 市民からの相談・要望の窓口に関すること。
	会計班 (会計課長)	1. 避難誘導班の応援に関すること。 2. 救援資金の保管及び災害対策に係る現金の出納に関すること。 3. その他、各部・班の支援に関すること。
	情報班 (デジタル政策課長)	1. 水对本部の周辺機器の設置等の業務支援、通信機能の確保(インターネット外部通信及び庁内情報伝達手段)に関すること。 2. 情報部門の業務の継続性の確保に関すること。 3. その他総合政策部内の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
総務部 (総務部長) (危機管理幹)	総務班 (人事・法制課長)	1. 職員の招集、安否確認及び被災職員の対応に関すること。 2. 緊急時の人員輸送に関すること。 3. 各班の人員調整に関すること。 4. 職員の健康管理・安全管理に関すること。 5. 災害対応従事者のこころのケアに関すること。 6. 職員用物資の調達に関すること。 7. 総務部内の庶務及び支援に関すること。

本部班 (防災危機管理課長)	1. 本部の開設(関係職員の出動)及び廃止に関すること。 2. 災害指令の伝達及び災害情報の通信連絡に関すること。 3. 避難場所の開設決定(地区担当班の出動)に関すること。 4. 災害対策の総合企画立案に関すること。 5. 被害結果の取りまとめ、県に対する報告に関すること。 6. 自衛隊の派遣要請に関すること。
財産管理班 (財産管理課長)	1. 庁舎の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 2. 災害時の緊急物資調達に関すること。 3. 公用車の管理及び車両等の借上げに関すること。 4. 市有財産(各所管に属する行政財産は除く。)の被害状況の把握及び復旧に関すること。
避難誘導班 (税務課長)	1. 本部と連携した被害状況の調査収集に関すること。 2. 広域避難場所への住民の誘導に関すること。 3. 罹災証明書等に関すること。 4. 税の減免に関すること。
ボランティア班 (市民協働課長)	1. 避難指示等の対象区長、振興会長への連絡調整に関すること。 2. 災害ボランティアセンター連絡会に関すること。 3. ボランティアセンターの設置・運営及び防災組織等との連絡調整に関すること。 4. その他総務部内の支援に関すること。
災害対策本部 準備運営班	1. 本部の準備、運営に関すること。 2. 本部の各種災害情報の収集に関すること。
地区担当班	1. 広域避難場所、自主避難場所及び地区拠点基地の設置・運営に関すること。 2. 水防対策本部及び現地水防対策本部との連絡調整に関すること。 ※担当避難場所が開設対象でない場合、所属班の業務に従事
調整班 (政策推進幹)	1. 部内及び今立総合支所部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達(今立総合支所部も含む)に関すること。

市民福祉部 (市民福祉部長)	情報収集・物資調達班 (窓口サービス課長)	1. 市民の相談に関すること。 2. 外国人市民への広報について広報班の応援に関すること。 3. 避難住民への必要な物資等の状況把握に関すること。 4. 財産管理班及び福祉班と連携して広域避難場所等への緊急物資配布計画に関すること。 5. 物資輸送班との連絡・調整に関すること。 6. 遺体の火葬調整に関すること。
	福祉班 (社会福祉課長) (長寿福祉課長)	1. 要支援者の避難支援に関すること。 2. 被災福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 福祉避難所の開設、廃止に関すること。 4. 赤十字奉仕団との連絡調整(炊出し、救護)に関すること。 5. 援助物資の受領・管理及び災害弔慰金(見舞金)の支給に関すること。 6. 部内の庶務及び職員の動員に関すること。 7. 避難所である所管施設(福祉施設)の開閉に関すること。
	保育児童班 (こども未来課長)	1. 認定こども園・保育園等所管施設における避難等に関すること。 2. 認定こども園・保育園の保護者会への協力依頼に関すること。 3. 認定こども園・保育園等所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4. その他市民福祉部内の支援に関すること。
	医療保健班 (健康増進課長)	1. 広域避難場所への巡回健康相談や応急救護・感染症予防活動に関すること。 2. 医師会等との調整による医療、助産施設の確保に関すること。 3. 医療品等の調達・供給など医療機関との連絡調整に関すること。 4. 避難行動要支援者や急病患者の措置及び防疫、食品衛生に関すること。 5. その他市民福祉部内の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
産業観光部 (産業観光部長)	商工班 (産業政策課長) (観光誘客課長) (にぎわい創出課長) (和紙・打刃物・た	1. 商工業関係の被害状況の調査収集に関すること。 2. 部内の庶務及び職員の動員に関すること。 3. 緊急物資(流通業会、製造等)の確保に関すること。 4. 観光関係の被害状況の調査、収集に関するこ

	んす課)	と。 5. その他産業環境部内の応援に関すること。 6. 観光客への情報提供に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
環境農林部 (環境農林部長)	農林班 (農政課長) (農林整備課長)	1. 農業関係の被害状況の調査収集に関すること。 2. 米穀等の調達供給及び緊急輸送に関すること。 3. 農作物の災害防止対策に関すること。 4. 被災農作物の応急技術に関すること。 5. 家畜の伝染病予防、防疫に関すること。 6. 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7. 農地及び農業・林業用施設の被害状況の確認に関すること。 8. 排水施設等の管理・保全・運転に関すること。 9. 農業用水利の調整に関すること。 10. 農地及び農業・林業用施設の災害予防、応急対策、復旧に関すること。
	避難広報班 (環境政策課長)	1. 広報車による避難情報等の広報活動に関すること。 2. 消防団と連携して避難情報及び避難所等への各種情報(生活情報、復旧状況等)の広報に関すること。 3. 災害地域の廃棄物の処理体制に関すること。 4. 環境の美化、保全に関すること。 5. 災害時における犬、猫等ペットに関すること。
	監査班 (監査委員事務局次長)	1. 避難広報班の支援に関すること。 2. その他、各部・班の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
建設部 (建設部長)	建設班 (都市計画課長) (都市整備課長)	1. 道路、河川及び橋梁の通行の確保と応急対策に関すること。 2. 交通規制及び交通規制に係る避難路の指示に関すること。 3. 所管排水施設の運転・管理・保全など水防応急対策に関すること。 4. 建設関係団体等への協力要請に関すること。

		5. 公共土木施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 6. 道路の除排雪全般に関すること。 7. ヘリポートの設置に関すること。
	建築住宅班 (建築住宅課長)	1. 市営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 2. 市有建築物の屋根雪下ろしに関すること。 3. 被災建築物の応急対策に関すること。 4. 応急仮設住宅に関すること。 5. 被災建築物応急危険度判定に関すること。 6. その他建設部内の支援に関すること。
	上下水道班 (上下水道課長)	1. 水道施設等の被害調査に関すること。 2. 水道水の供給確保及び応急給水に関すること。 3. 下水道施設等及び浄化槽の被害調査に関すること。 4. 下水道施設及び浄化槽の保全、応急対策に関すること。 5. その他建設部内の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
今立総合支所部 (今立総合支所長)	今立総合支所班 (今立総合支所次長)	1. 所管区域における災害情報の収集及び応急対策に関すること。 2. 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3. 所管区域を対象とした現地災害対策本部としての対応に関すること。
教育部 (教育委員会事務局長)	教育班 (教育振興課長)	1. 学校(小中幼)施設の被害調査及び応急修理・復旧に関すること。 2. 被災園児、児童、生徒に対する教育対策に関すること。 3. 避難場所(学校施設)の校長との開閉に係る調整に関すること。 4. 園児、児童、生徒の避難の指示等に関すること。 5. 学用品、教科書の教材等の調達及び配分に関すること。 6. 学校給食の確保に関すること。 7. 部内の庶務及び職員の動員に関すること。

	物資輸送班 (生涯学習・芸術文化課長) (スポーツ課長) (図書館長)	1. 地区拠点基地及び自主避難場所(公民館)の公民館長との開閉に係る調整に関する事。 2. 情報収集・物資調達班との調整による緊急物資の輸送(配送及び回収)に関する事。 3. 所管施設の被害調査及び応急修理、復旧に関する事。 4. 避難所である所管施設(文化施設、スポーツ施設)の開閉に関する事。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集及び連絡調整に関する事。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関する事。
議会部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局次長)	1. 市議会との連絡調整に関する事。 2. 中央省庁等の視察団又は調査団の受入れに関する事。 3. その他、各部・班の支援に関する事。
消防部 (消防次長) ※消防長は警防本部の指揮	南越消防組合 (警防課) ※警防課職員	1. 火災の予防、鎮圧に関する事。 2. 救急及び救助活動に関する事。 3. 緊急避難の伝達、広報及び誘導に関する事。 4. 水防活動に関する事。 5. 災害情報の収集に関する事。 6. 警防本部と災害対策本部との連絡調整に関する事。
清掃部 (管理事務所長)	南越清掃組合 (第1清掃課長) (第2清掃課長) (総務課長)	1. 災害時・冬期間におけるごみ等の特別収集に関する事。 2. 災害地域の一般廃棄物の処理に関する事。

その2 南越消防組合警防本部

本部長	消防長		
副本部長	次長		
統制	本部統括		
対策班	責任者	班員	分掌事務
総務班	総務課長	総務課員	1. 水防対策本部との連絡調整に関すること 2. 報告に関すること。 3. 隣接市町に関すること。 4. 工作物管理者の連絡に関すること。 5. 公用負担に関すること。 6. その他他の班に属さないこと。
警防班	警防課長	警防課員	1. 消防職団員の招集に関すること。 2. 水防の指揮に関すること。 3. 水防資材の調達に関すること。 4. 自動車、機械、船艇の借り上げに関すること。 5. 避難誘導に関すること。 6. 救急・救助に関すること。 7. 技術指導に関すること。
情報班	予防課長	予防課員	1. 広報に関すること。 2. 報道に関すること。 3. 被害調査に関すること。 4. 記録統計に関すること。
通信班	指令情報課長	指令情報課員	1. 通信に関すること。 2. 情報収集に関すること。 3. 消防職員の召集に関すること

別表 2 消防団員招集体系

令和 6 年 7 月 1 日現在

大隊本部 中消防署 21-8899 東消防署 43-0119 消防団長 1 名 副団長 4 名 南越消防組合 警防本部 21-8888						
分団名	所轄区域	分団長	副分団長	班長	団員	合計
式部さくら分団	—	1 名	1 名	2 名	2 4 名	2 8 名
東分団	東地区	1 名	1 名	3 名	2 3 名	2 8 名
西分団	西地区	1 名	1 名	4 名	2 9 名	3 5 名
南分団	南地区	1 名	1 名	3 名	2 6 名	3 1 名
神山分団	神山地区	1 名	1 名	3 名	1 9 名	2 4 名
吉野分団	吉野地区	1 名	1 名	4 名	3 2 名	3 8 名
国高分団	国高地区	1 名	1 名	4 名	3 6 名	4 2 名
大虫分団	大虫地区	1 名	1 名	3 名	3 2 名	3 7 名
坂口分団	坂口地区	1 名	1 名	2 名	1 7 名	2 1 名
王子保分団	王子保地区	1 名	1 名	4 名	2 4 名	3 0 名
北日野分団	北日野地区	1 名	1 名	3 名	2 5 名	3 0 名
北新庄分団	北新庄地区	1 名	1 名	3 名	1 7 名	2 2 名
味真野分団	味真野地区	1 名	1 名	4 名	2 7 名	3 3 名
白山分団	白山地区	1 名	1 名	4 名	2 6 名	3 2 名
栗田部分団	栗田部地区	1 名	1 名	3 名	1 6 名	2 1 名
岡本分団	岡本地区	1 名	1 名	3 名	1 9 名	2 4 名
南中山分団	南中山地区	1 名	1 名	3 名	1 5 名	1 9 名
服間分団	服間地区	1 名	1 名	3 名	1 9 名	2 4 名
合 計		1 8 名	1 8 名	5 8 名	4 2 5 名	5 1 9 名

別表 3 消防団の配置区分

河川名	岸別	水防担当区域	延長 km	出場分団
日 野 川	右岸	南越前町境界から松ヶ鼻用水取入口	2 . 2	王子保
〃	〃	松ヶ鼻用水取入口から帆山橋	2 . 8	北日野
〃	〃	帆山橋から鯖江市境界	3 . 5	国高
〃	左岸	南越前町境界から松ヶ鼻用水取入口	2 . 1	王子保
〃	〃	松ヶ鼻用水取入口から帆山橋	3 . 1	南
〃	〃	帆山橋から八幡歩道橋	2 . 1	東
〃	〃	八幡歩道橋から鯖江市境界	2 . 5	吉野
吉 野 瀬 川	右岸左岸	坂口地区地係	5 . 3	坂口
〃	〃	白山地区地係	5 . 0	白山
〃	〃	中一里付近から岡本町	3 . 4	神山
〃	〃	岡本町から新保橋	1 . 4	大虫
〃	〃	新保橋から鯖江市境界	3 . 9	吉野
吉 野 瀬 川 放 水 路	〃	吉野瀬川の分岐点から日野川合流点	1 . 8	吉野
鞍 谷 川	〃	池田町境界から味真野地区地係	7 . 5	味真野
〃	〃	不老町から月尾川合流点	2 . 7	栗田部
〃	〃	月尾川合流点から鯖江市境界	2 . 8	南中山
天 王 川	〃	千合谷町から越前町境界	4 . 7	白山
穴 田 川	〃	高木町から高木町	1 . 4	国高
河 濯 川	〃	妙法寺町から河濯橋	2 . 2	南
〃	〃	河濯橋から吉野瀬川合流点	2 . 3	西
浅 水 川	〃	池田町境界から西尾町	5 . 1	味真野
〃	〃	西尾町から真柄橋	2 . 8	北日野
〃	〃	真柄橋から鯖江市境界	2 . 2	北新庄
大 塩 谷 川	〃	瓜生野町から富士見ヶ丘一、二丁目日野川合流点	1 . 4	王子保

河川名	岸別	水防担当区域	延長 km	出場分団
服 部 川	右岸左岸	西河内町から東庄境揚水機場	6 . 2	服間
〃	〃	東庄境揚水機場から鯖江市境界	2 . 2	南中山
水 間 川	〃	市野々町から服部川合流点	5 . 4	服間
月 尾 川	左岸	南坂下町から鞍谷川合流点	5 . 4	岡本
〃	右岸	南坂下町から杉尾橋	3 . 8	岡本
〃	〃	杉尾橋から鞍谷川合流点	1 . 6	南中山
春 日 野 川	右岸左岸	春日野町から松森町日野川合流点	6 . 0	王子保
八 ケ 川	〃	八幡二丁目から瓜生町日野川合流点	1 . 2	国高
岡 本 川	〃	大滝町から鞍谷川合流点	2 . 1	岡本
小 松 川	〃	武生第二中学校からゲンキー高瀬店	1 . 4	南
〃	〃	ゲンキー高瀬店から吉野瀬川合流点	1 . 9	西

資料 1 - 1 水防区域

1 一級河川

河川名	区 間	延長 Km	備 考
日 野 川	右岸 南越前町境界から鯖江市境界	8.5	一部県知事警報
日 野 川	左岸 南越前町境界から鯖江市境界	9.8	一部県知事警報
吉 野 瀬 川	両岸 坂口地区から鯖江市境界	19.0	一部県知事警報 一部重要水防区域
鞍 谷 川	両岸 池田町境界から鯖江市境界	13.0	一部県知事警報 一部重要水防区域
吉 野 瀬 川 放 水 路	両岸 吉野瀬川からの分岐点から 日野川合流点	1.8	重要水防区域
天 王 川	両岸 千合谷町から越前町境界	4.7	一部重要水防区域
穴 田 川	両岸 高木町から高木町	1.4	
河 濯 川	両岸 妙法寺町から吉野瀬川合流点	4.5	
浅 水 川	両岸 池田町境界から鯖江市境界	10.1	
大 塩 谷 川	両岸 瓜生野町から富士見が丘一, 二丁目日野川合流点	1.4	一部重要水防区域
服 部 川	両岸 西河内町から鯖江市境界	8.4	一部重要水防区域
水 間 川	両岸 市野々町から服部川合流点	5.4	
月 尾 川	両岸 南坂下町から鞍谷川合流点	5.4	

2 準用河川

河川名	区 間	延長 Km	備 考
春 日 野 川	両岸 春日野町から松森町日野川合 流点	6.0	
八 ケ 川	両岸 八幡二丁目から瓜生町日野川 合流点	1.2	

3 砂防指定地に係る普通河川

河川名	区 間	延長 Km	備 考
岡 本 川	両岸 大滝町から鞍谷川合流点	2.1	

資料１－２ 要注意箇所

主要水閘門一覧表

河川名	土木 事務所	所 在 地	管理者（連絡先）	操作方法	備 考
日野川	丹南	越前市向新保町	日野川用水土地改良区水利組合	流 動 型 動 堰 堤 門 扉 ・ 6 門	
浅水川	〃	越前市長尾町	長尾町区長	鋼鉄ローラ巻上式 手 動 2 連	
〃	〃	越前市中新庄町	中新庄町区長	自 動 堰 (ラバーダム 1 門)	
〃	〃	越前市中新庄町	中新庄町区長	手 動 巻 上 式	
〃	〃	越前市中新庄町	中新庄町区長	鉄筋コンクリート 手 動 巻 上 式	
鞍谷川	〃	越前市中津山町	新堂町農家組合	転 倒 堰	(モーター)
服部川	〃	越前市東庄境町	赤坂町農家組合	転 倒 堰	(モーター)
〃	〃	越前市東庄境町	国中町農家組合	空 気 式 ゴ ム 引 布 製 起 伏 堰	(モーター)

河川管理施設水門樋門（土木事務所より委託を受けたもの）

本川名	支川名	施設名	所在地	管理者	施設概要
日野川	八ヶ川	八ヶ川樋門	瓜生町（右岸）	丹南土木事務所 越前市へ委託	ゲートH3.3m L3.8×2m、電動

資料2 水防箇所一覧表

1 福井県管理区間（越前市内）

番号	河川名	延長 (m)	区域	重要度		要注意 区間	級別	摘要
				A	B (m)			
22	吉野瀬川	9,620	家久町～ 岡本町	—	右 4,820 左 4,820	—	1	堤防高
23	天王川	400	二階堂町	—	右 200 左 200	—	1	堤防高
24	服部川	2,600	西庄境町～ 東庄境町	—	右 1,300 左 1,300		1	堤防高
25	服部川	1,000	領家町～ 藤木町	—	右 500 左 500		1	堤防高
27	鞍谷川	550	栗田部町	—	右 150 左 400		1	水衝・洗掘
28	鞍谷川	450	栗田部町	—	右 — 左 450	—	1	堤防高
29	大塩谷川	2,800	中平吹町～ 富士見が丘	—	右 1,400 左 1,400	—	1	堤防断面

※番号は、福井県水防計画付表「第2表 重要水防箇所一覧表」にある番号

(資料：県水防計画)

九頭竜川洪水予報実施要領

近畿地方整備局福井河川国道事務所（以下「福井河川国道事務所」という。）と福井地方気象台は、「九頭竜川及び北川の洪水予報業務に関する細目協定（令和4年6月10日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、九頭竜川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙1に定めるとおり運用する。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井河川国道事務所では河川管理第一課、福井地方気象台では観測予報室において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

九頭竜川、日野川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、福井河川国道事務所においては総括保全対策官が、福井地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、福井河川国道事務所と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなつたと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KB以内とする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、(中角水位観測所及び、深谷水位観測所においては、)氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

8 情報システム障害時及び、機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、福井河

川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

- ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、福井河川国道事務所及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。
- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 機能喪失した福井河川国道事務所では実施すべき作業を、近畿地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表 5）で代行する。
 - ② 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 5）で代行する。

9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

付 則

本実施要領は、令和 4 年 6 月 1 3 日から実施する。

なお、本実施要領の実施に伴い「九頭竜川洪水予報実施要領」（令和 3 年 5 月 3 1 日）は廃止する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 総括保全対策官 森田 一彦

福井地方気象台 防災管理官 和泉 裕幸

付表1 九頭竜川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1)気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
九頭竜川	九頭竜	くずりゅう	福井県大野貝皿	436
九頭竜川	三国	みくに	福井県坂井市三国町平山	34
九頭竜川	勝山	かつやま	福井県勝山市平泉寺町平泉寺86字岡道北	196
真名川	大野	おおの	福井県大野市93字蛇塚四	182
日野川	今庄	いまじょう	福井県南条郡南越前町今庄	128
日野川	武生	たけふ	福井県越前市村国	32
足羽川	美山	みやま	福井県福井市美山町	70
足羽川	福井	ふくい	福井県福井市豊島	8.8

(2)国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
九頭竜川	六呂師	ろくろし	福井県勝山市北谷町谷	362
日野川	今庄	いまじょう	福井県南条郡南越前町今庄	120
日野川	瀬戸	せと	福井県南条郡南越前町古木	152
日野川	武生	たけふ	福井県越前市堀川	35
足羽川	福井	ふくい	福井県福井市花堂南2－14－7	21
足羽川	稲荷	いなり	福井県今立郡泡田町稲荷	200

(3)国土交通省水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		所在地	位 置	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
九頭竜川	中角	なかつの	福井県福井市中角町	北緯36度06分09秒 東経136度12分30秒	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00
日野川	深谷	ふかたに	福井県福井市三ツ屋町	北緯36度05分08秒 東経136度11分06秒	4.00	6.00	6.90	7.50	8.75

(4)国土交通省水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		所在地	位 置	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位
九頭竜川	三国	みくに	坂井市三国町新保	北緯36度12分18秒 東経136度08分46秒	0.90	1.60	3.05	
九頭竜川	布施田	ふせだ	福井県福井市布施田町	北緯36度08分47秒 東経136度09分48秒	3.50	5.00	6.30	
九頭竜川	五松橋	ごまつばし	福井県吉田郡永平寺町松岡神明五松橋	北緯36度05分58秒 東経136度17分53秒	1.50	2.50	4.00	
日野川	久喜津	くきづ	福井県福井市久喜津町	北緯36度03分01秒 東経136度10分13秒	5.50	7.70	10.00	
日野川	三尾野	みおの	福井県福井市三尾野町	北緯36度00分29秒 東経136度09分51秒	—	—	7.00	

付表2 洪水予報の伝達先等

1. 九頭竜川、日野川洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当官署
近畿地方整備局水災害予報センター	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
河川情報センター大阪センター	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
九頭竜川出張所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
鳴鹿大堰管理所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
足羽川ダム工事事務所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
九頭竜川ダム統合管理事務所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
福井県砂防防災課	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
福井県危機対策・防災課	気象情報伝送処理システム	福井地方气象台
新潟地方气象台	気象情報伝送処理システム	福井地方气象台
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	福井地方气象台
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	福井地方气象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	福井地方气象台

※ NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

2. 九頭竜川、日野川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の2)

伝達先	伝達方法	担当官署
福井市総務部危機管理室	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
坂井市建設部建設課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
あわら市土木部建設課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
永平寺町総務課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	観測所	6時間流域平均雨量	12時間流域平均雨量	24時間流域平均雨量
九頭竜川	中角水位観測所上流域			100
日野川	深谷水位観測所上流域			80

付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 福井地方気象台から福井河川国道事務所に通報するもの
 - ア 福井県嶺北地方に発表された注意報・警報
 - イ 府県気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 中角水位観測所・深谷水位観測所上流域の流域平均雨量
- (2) 福井河川国道事務所から福井地方気象台に通報するもの
 - ア 付表1(2)に示す観測所の雨量(前1時間実況)
 - イ 付表1(3)(4)に示す観測所の水位(実況)

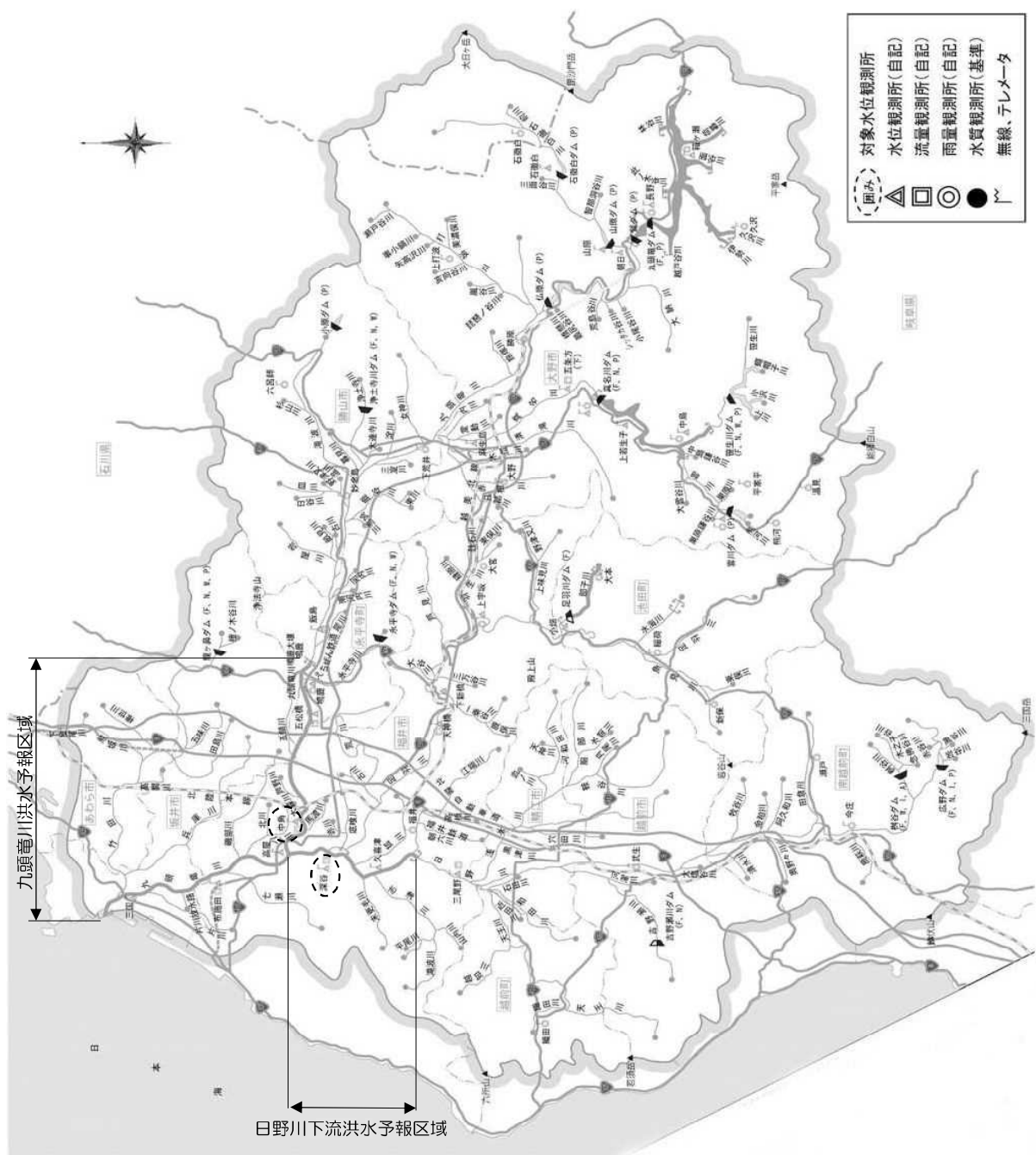
付表5 代行作業担当官署の連絡先

①	代行作業担当部署	連絡先	
	近畿地方整備局水災害予報センター水防企画係	TEL 代表	06-6942-1141
		直通	06-6944-8853
		(夜間直通・平日)	06-6942-2054
		(夜間直通・休日)	06-6942-1191
		マイクロ	86-3866
		FAXマイクロ	86-3799

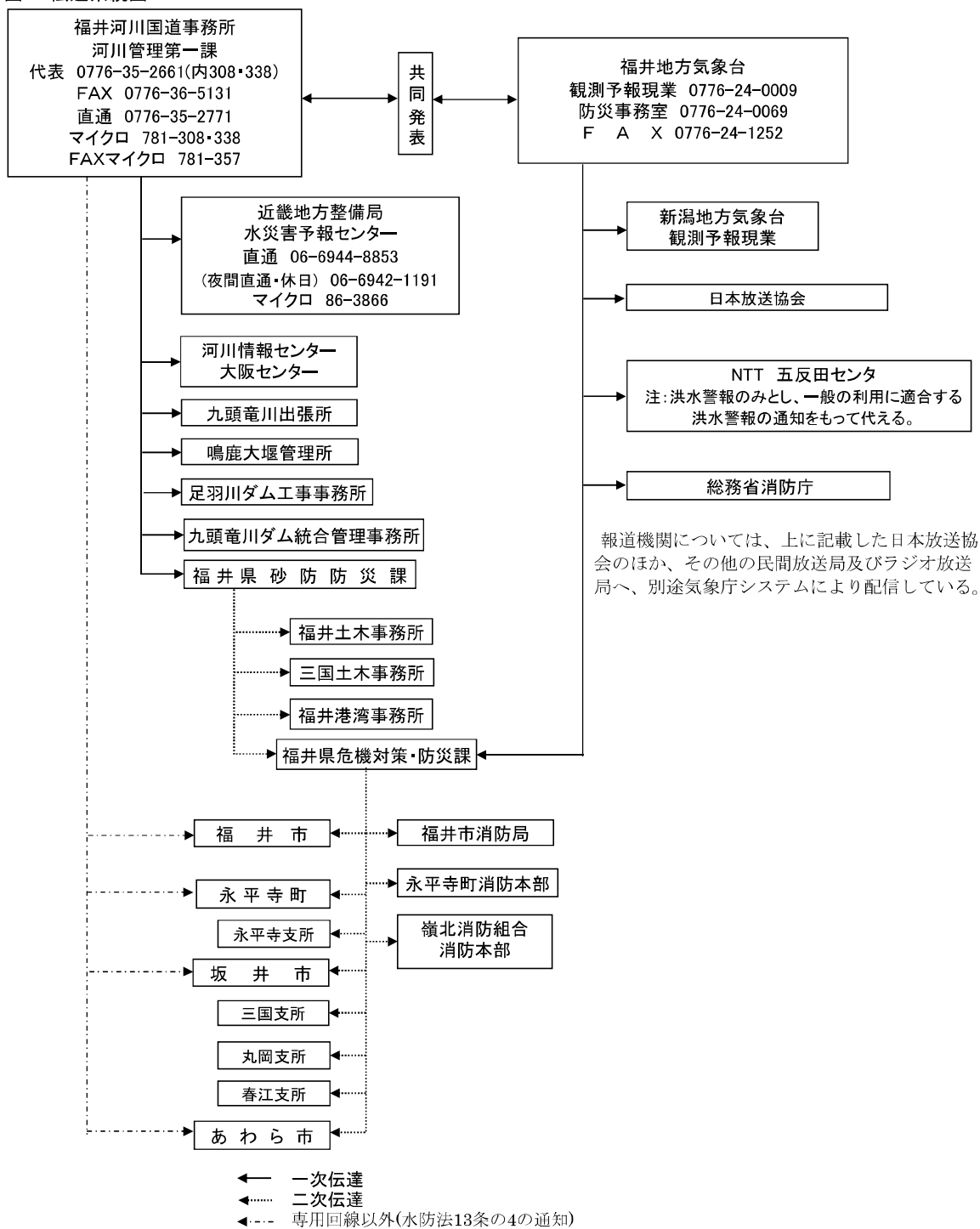
②	代行作業担当部署	連絡先	
	新潟地方気象台観測予報現業	TEL	025-281-5871
		FAX	025-281-5860

※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から福井河川国道事務所に対し、連絡するものとする。

付図 1 九頭竜川洪水予報区域・日野川下流洪水予報区域及び対象水位観測所位置図



付図2 伝達系統図



注:日野川については、福井河川国道事務所から福井市のみにFAXすること。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ

発表者		第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X I				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	00日00時00分の状況	XXX.X I				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により、「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

観測所名	(単位:水位 (m))		
	〇〇〇水位観測所 〇〇県〇〇市〇〇	△△△水位観測所 〇〇県△△市△△	□□□水位観測所 〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—

氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、 ○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、	△△県△△市○区、 △△県△△市○○区、 △△県△△市○○○区、 △△県△△市□□地区、 △△県□□市○×地区、 △△県□□市○○×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市○地区、 ××県○市○○地区、 ××県××市○○○地区、
----------------------	--	---	---

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：000-000-0000（内線）○○○

第五様式

【 】	() 川 氾濫警戒情報 第 号 避難判断水位情報
【 】	() 川 氾濫危険情報 第 号 氾濫危険水位(※)(特別警戒水位)情報
【 】	() 川 氾濫発生情報 第 号 氾濫発生情報

令和 年 月 日 時 分
 福 井 県 〇 〇 土 木 事 務 所 長 発 表

本 文

() 川、() 地点の水位は、 月 日 時 分現在 m cm

となり {

()	避難判断水位を越えて上昇していますから 水防管理者_____は、厳重な警戒をしてください。
()	氾濫危険水位（特別警戒水位）を越えて上昇していますから 水防管理者_____は、さらに厳重な警戒をしてください。
()	() 川、() 付近より氾濫しました。

【発信者用】

発信機関	FAX番号	通知時間	発信者	備考
〇〇土木事務所	〇〇-〇〇-〇〇	時 分		
水防本部	0776-20-0659	時 分		
〇〇市	〇〇-〇〇-〇〇	時 分		
〇×町	〇〇-〇〇-〇〇	時 分		

【受信確認用】

発信機関	FAX番号	通知時間	受信者	備考
水防本部	0776-20-0659	時 分		
〇〇市	〇〇-〇〇-〇〇	時 分		
〇×町	〇〇-〇〇-〇〇	時 分		
×△町	〇〇-〇〇-〇〇	時 分		
福井河川国道事務所	0776-36-5131	時 分		
〇〇ダム事務所	〇〇-〇〇-〇〇	時 分		
警察本部 警備課	0776-28-0193	時 分		水防本部用
危機管理課	0776-22-7617	時 分		
JR敦賀保線区	0770-22-4575	時 分		8:00~18:00
JR金沢施設指令	076-253-5273	時 分		18:00~8:00
福井地方気象台	0776-24-1252	—	—	
報道関係機関	避難判断・氾濫危険 水位連絡系統図 を参照 (第40図)	—	—	NHK、福井テレビ、 福井放送、福井エフエ ム放送、福井新聞社、 日刊県民福井、 朝日新聞、中日新聞

※ 氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

（注）確認後、受信者名に記入の上、発信者までFAXで返信して下さい。

第四様式 福井県水防警報発表様式

() 川 水防警報 第 号

令和 年 月 日 時 分
福 井 県 ○ ○ 土 木 事 務 所 長 発 表

本 文

() 川、() 地点の水位は、 月 日 時 分現在 m cm

- となり { () 水防団待機水位（通報水位）を越えて上昇していますから水防管理者_____は、
水防機関に対し、準備体制に入るよう連絡してください。
- () 氾濫注意水位（警戒水位）を越えて上昇していますから水防管理者_____は、
水防機関に対し、出動体制に入るよう連絡してください。
- () 水防団待機水位（通報水位）以下に低下していますので水防警報を解除します。

【発信者用】

発信機関	FAX番号	通知時間	発信者	備考
〇〇土木事務所	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	時 分		
県砂防防災課	0776-20-0659	時 分		
〇〇市	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	時 分		
〇×町	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	時 分		

【受信確認用】

発信機関	FAX番号	通知時間	受信者	備考
水防本部	0776-20-0659	時 分		
〇〇市	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	時 分		
〇×町	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	時 分		
×△町	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	時 分		
福井河川国道事務所	0776-36-5131	時 分		
福井地方气象台	0776-24-1252	-	-	
〇〇ダム事務所	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	時 分		
警察本部 警備課	0776-28-0193	時 分		水防本部用
危機管理課	0776-22-7617	時 分		
JR敦賀保線区	0770-22-4575	時 分		8:00~18:00
JR金沢施設指令	076-253-5273	時 分		18:00~8:00
	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	時 分		

(注) 確認後、受信者名に記入の上、発信者までFAXで返信して下さい。

資料6 雨量観測所一覧表

1 福井气象台 気象観測所（アメダス）地域気象観測所

観測所	観測種目		所在地	緯度	経度	標高
武生	降水量	積雪	越前市国二丁目64字25-1	35° 54' 03"	136° 10' 04"	32m

2 国土交通省 雨量観測所

番号	河川名	観測所名	種別	機器の名称	観測所位置	緯度	経度	標高	所属	備考
15	日野川	武生	自記 テレメータ	転倒ます型	越前市堀川	35° 53' 48"	136° 10' 23"	35m	福井河川 国道事務所	

※番号は、福井県水防計画付表「第14表 雨量観測所一覧表（国土交通省）」にある番号

3 福井県 雨量観測所

番号	観測所名	水系	河川名	所在地	普通別	観測者名	連絡先	緯度	経度	備考
19	丹南土木	九頭竜川	日野川	越前市上太田町	有線テレ	丹南土木	23-4966	35° 54' 06"	136° 09' 04"	水・砂
20	栗田部	九頭竜川	鞍谷川	越前市栗田部町	無線テレ	丹南土木	23-4966	35° 54' 45"	136° 14' 17"	水
48	白山	九頭竜川	天王川	越前市都辺町 36字84	無線テレ	丹南土木	23-4966	35° 53' 16"	136° 03' 21"	砂
49	余川	九頭竜川	鞍谷川	越前市余川町 37字8-3	無線テレ	丹南土木	23-4966	35° 53' 10"	136° 14' 41"	砂
50	相木	九頭竜川	服部川	越前市相木町 20字1	無線テレ	丹南土木	23-4966	35° 55' 55"	136° 18' 42"	砂

※番号は、福井県水防計画付表「第13表 雨量観測所一覧（福井県）」にある番号

資料 7 水位観測所一覧表

1. 福井県

番号	観測所名	河川名	設置場所	所在地	自記 テレメータ 普通	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 (特別警戒水位) m	氾濫危険水位 (危険水位) m	河口より の距離 km	流域面積 Km2	基準高	観測者名	緯度	経度	観測開始 年月日	新設 改良 年度	電話応答装置 電話番号
53	中平吹	日野川	橋脚	越前市中平吹	無線テレ	2.50	3.50		4.00	48.00		49.95	丹南土木	35 51 45	136 10 53	S55.1	R2	
54	北	浅水川	橋脚	越前市北町	無線テレ	1.80	2.30		2.80	34.20	31.2	19.34	丹南土木	35 54 55	136 12 59	S29.6	R2	
55	家久 (吉野瀬川)	吉野瀬川	左岸	越前市家久町	無線テレ	1.10	1.90		2.70			21.30	丹南土木	35 55 28	136 10 09	H17.8	R2	
56	上太田	吉野瀬川	橋脚	越前市上太田町	有線テレ	2.00	2.40	2.50	3.20		50.1	29.76	丹南土木	35 54 05	136 09 02	S60.3	R2	
57	栗田部	鞍谷川	左岸	越前市栗田部町	無線テレ	1.30	1.80	1.90	2.50	28.20	17.7	27.00	丹南土木	35 54 45	136 14 17	S30.1	H23	
58	東庄境	服部川	左岸	越前市東庄境町	無線テレ	1.10	1.50		2.20		21.9	22.30	丹南土木	35 56 06	136 15 08	H19.7	R2	
62	家久 (鯖江)	日野川	右岸	越前市家久町	無線テレ	2.00	2.50		4.00	38.00	382.4	37.00	広野・榑谷ダム 統管	35 55 34	136 10 32	S51.3	H25	

※番号は、福井県水防計画付表「第 1 0 表 水位観測所一覧（福井県）」にある番号

2 南越消防組合

河川名	左右 岸別	観測所名	量水標 種別	量水標 所在地	担当分団	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	連絡所電話
日野川	右	堀川町	水位標	帆山橋下流	東分団	1.5	2.5	3.0	21-8888
吉野瀬川	左	上太田町	〃	土木事務所前	大虫分団	2.0	2.4	3.2	〃
鞍谷川	左	余川町	〃	余川町	味真野分団	1.0	1.5	2.5	〃
文室川	左	文室町	〃	文室町	〃	1.0	1.5	2.5	〃
浅水川	橋脚	戸谷町	〃	北町	北新庄分団	1.8	2.3	2.8	〃
河濯川	右	京町2丁目	〃	千代鶴橋	西分団	1.0	1.5	2.0	〃
小松川	左	中央2丁目	〃	北電変電所西側	〃	1.0	1.3	2.0	〃

資料 8 映像監視所一覧

1. 福井県

番号	監視所名	水系名	河川名	所在地	監視者名	緯度	経度	備考
3 9	万代橋	九頭竜川	日野川	越前市堀川町	丹南土木	35 54 00	136 10 24	
4 2	上太田	九頭竜川	吉野瀬川	越前市上太田町	丹南土木	35 54 06	136 09 03	
4 3	栗田部	九頭竜川	鞍谷川	越前市栗田部町	丹南土木	35 54 50	136 14 33	
4 4	東庄境	九頭竜川	服部川	越前市東庄境町	丹南土木	35 56 06	136 15 08	簡易型
4 5	下平吹	九頭竜川	大塩谷川	越前市下平吹町	丹南土木	35 52 01	136 10 17	簡易型

※番号は、福井県水防計画付表「第 1 6 表 映像監視所一覧表」にある番号

資料9 水防用倉庫・水防用資機材一覧表

1 水防用倉庫の現況

番号	河川名	倉庫名	管理者	所在地	施工年月	摘要
丹-8	月尾川	月尾谷	越前市	越前市轟井町 11-39-2	H20. 12	月尾サブセンター駐車場西側
丹-9	日野川 吉野瀬川	中消防署	越前市	越前市千福町 126	R6. 3	南越消防組合中消防署敷地内
丹-10	日野川	越前第 1	越前市	越前市堀川町	S27. 11	万代橋と帆山橋の中間左岸
丹-11	日野川	越前第 2	越前市	越前市堀川町	S31. 3	万代橋と帆山橋の中間左岸
丹-12	日野川	越前第 3	越前市	越前市帆山町	S31.	万代橋と帆山橋の中間右岸
丹-13	日野川	越前第 4	越前市	越前市八幡一丁目	S33. 1	豊橋東詰右岸
丹-14	服部川	藤木	越前市	越前市藤木町	S26. 4	服間小学校南
丹-27	日野川 吉野瀬川	中消防署	南越消防 組合	越前市千福町 126	H17. 4	南越消防組合中消防署内
丹-28	鞍谷川	東消防署	南越消防 組合	越前市西檜尾町 18-7-2	H10. 4	南越消防組合東消防署内

※番号は、福井県水防計画付表「第9表 主要水防倉庫一覧（福井県）」にある番号

2 水防用資器材の現状

[illegible]

水 防 実 施 状 況 報 告 書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

作成責任者

管理団体名		指定非指定の別							報告年月日		令和 年 月 日			
水防実施箇所	日時	氾濫注意水位(警戒水位)							人件費	管理団体分	県支出分	合計		
		川 出 水 位								手 当	円	円	円	
		雨 量								その他	円	円	円	
										計	円	円	円	
		川 左 岸								経 費	資材費	円	円	円
		川 右 岸									器材費	円	円	円
		地 先									燃料費	円	円	円
											雑 費	円	円	円
											計	円	円	円
										合 計	円	円	円	
出勤人員数	水防作業の概要及び工法	自 年 月 日 時							使用資材	叭 俵	俵	俵	俵	
		至 年 月 日 時								蓆	巻	巻	巻	
		水防団員 消防団員 その他 計								縄	本	本	本	
		人 人 人 人								丸 太				
										その他				
水防の効果の結果	被害	堤防	田畑	家	鉄道	道路	人口	その他	使用資材					
他団体よりの応援状況									立ち退きの状況およびそれを指示した理由					
居住者出勤状況									水防功労者の氏名年齢所属およびその功績概要					
警察の援助状況									堤防その他の施設等の異常の有無および緊急工事を要するものが生じたときはその場所および損傷状況					
現場指導者氏名														
水防関係者の死傷									水防活動に関する自己評価					

令和〇〇年台風〇〇号における水防活動 (福井県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇〇日～〇〇日)

〇概 要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動しました。市内では、1時間雨量110mmに達し、3時間雨量では観測史上最大となる136.5mmを記録し、河川の増水に伴う床上、床下浸水や崖崩れ等により家屋に被害が発生する状況下、住民の避難誘導やポンプ排水活動、土砂落石の除去作業を実施しました。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇〇～〇/〇〇 約12時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

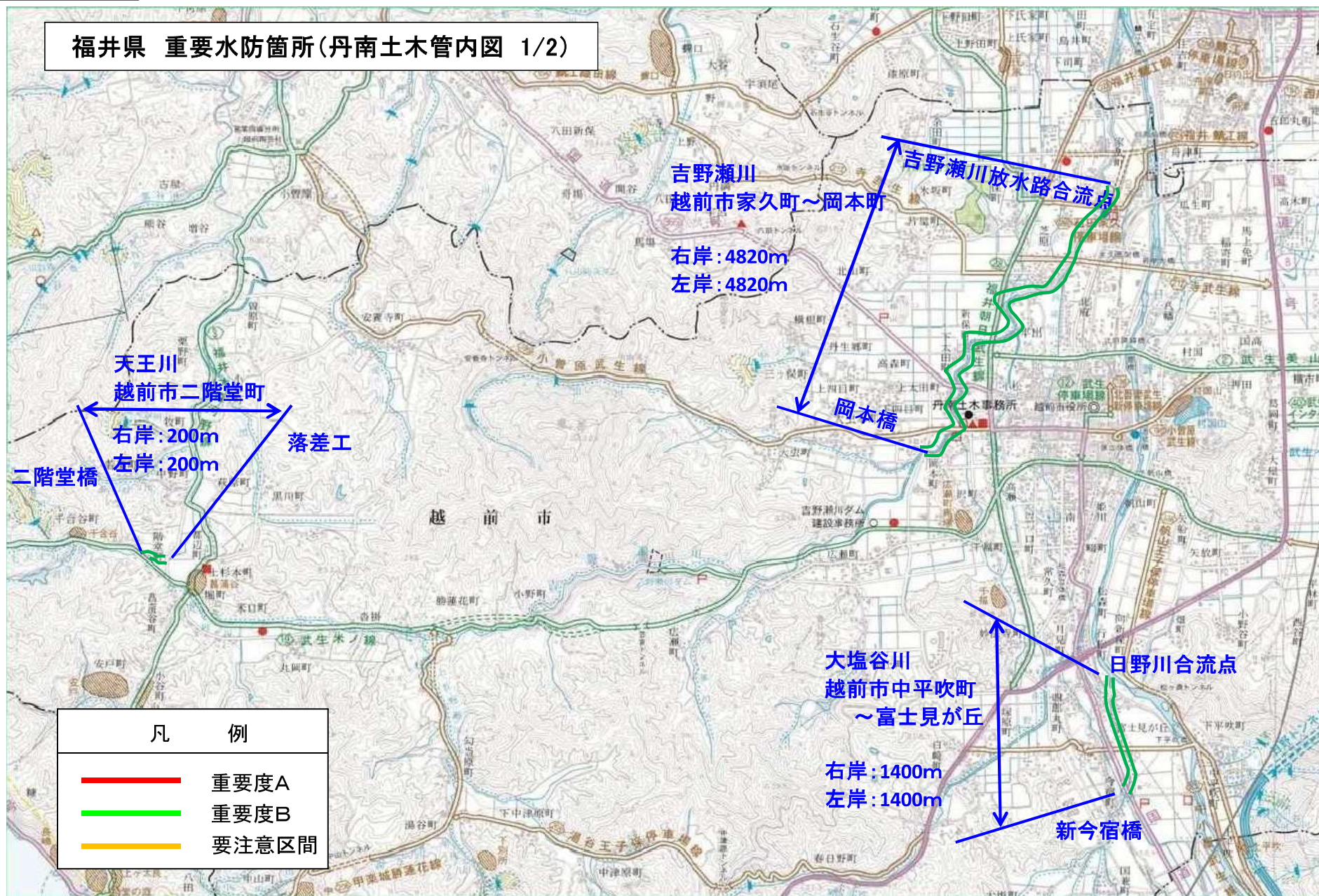
〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

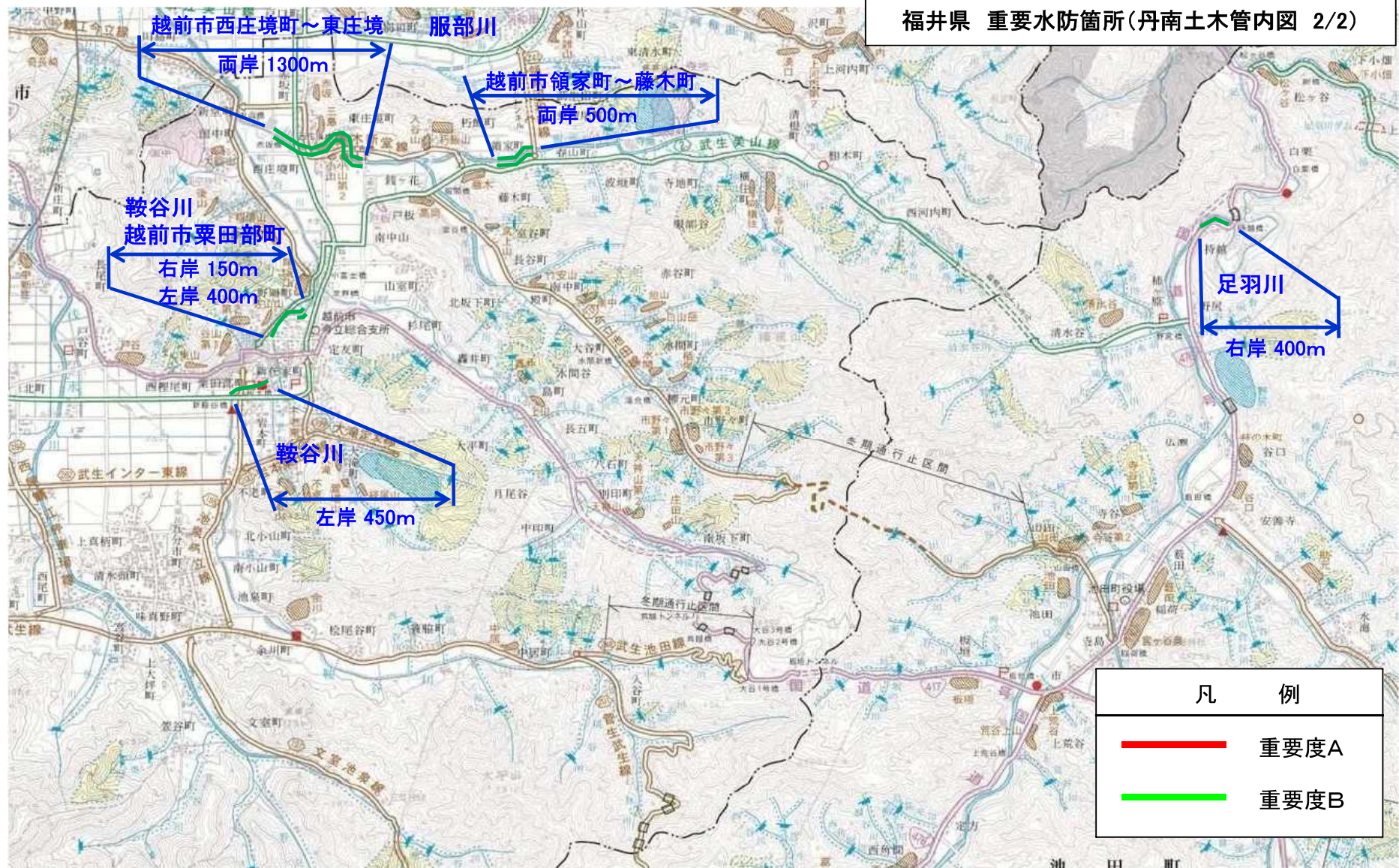
〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

福井県 重要水防箇所(丹南土木管内図 1/2)



福井県 重要水防箇所(丹南土木管内図 2/2)



関係機関連絡先一覧

◎県関係

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	防災行政無線	NTT 回線	防災行政無線		
福井県庁	代表 0776-21-1111	610-4711	0776-20-0622	610-2089		
同守衛室	(0776-21-1111)	610-4705	—	—		
砂防防災課 (水防本部)	直通 0776-20-0482	610-3395	0776-20-0659	610-3399	sabo@pref.fukui.lg.jp	
危機対策・防災課	直通 0776-20-0308	610-2172	0776-22-7617	610-2189	kikitaishaku@pref.fukui.lg.jp	※
警察本部警備課	代表 0776-22-2880	610-5442	—	—	keibi@police.pref.fukui.lg.jp	
越前警察署	代表 0778-24-0110	—	—	—		
越前警察署今立分庁舎	代表 0778-43-0110	—	—	—		
丹南土木事務所	0778-23-4966	750-5370	0778-23-5494	750-5328	ta-dobok@pref.fukui.lg.jp	※
広野・榑谷ダム統合管理事務所	代表 0778-45-1122	860-311	0778-45-1126	860-330	hirodam@pref.fukui.lg.jp	
広野ダム監視所	代表 0778-45-0316	860-420	0778-45-0316	860-430		
榑谷ダム監視所	代表 0778-45-1314	860-511	0778-45-1316	860-035		

(注) ※印のついている機関に FAX をする際は NTT 回線を優先してください。

◎国土交通省関係

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	国交省 マイクロ回線	NTT 回線	国交省 マイクロ回線		
近畿地方整備局福井河川国道事務所	直通 0776-35-2771	781-331	0776-36-5131	781-357	kkf-fukui-kawa@gxb.mlit.go.jp	河川管理課

◎気象台関係

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	防災行政無線	NTT 回線	防災行政無線		
福井地方気象台	代表 0776-24-0009	452-2	0776-24-1252	452-5		

◎電力関係

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	防災行政無線	NTT 回線	防災行政無線		
北陸電力㈱丹南支社	直通 0776-23-1215	—	0776-23-4440	—		

◎報道関係

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	防災行政無線	NTT 回線	防災行政無線		
日本放送協会福井放送局	代表 0776-28-8850	466-2	0776-28-8878	—		
福井テレビ	代表 0776-21-2233	469-2	0776-27-1534	—		
福井放送	代表 0776-57-7802	467-2	0776-57-1932	—		
丹南ケーブルテレビ	直通 0778-21-3277	—	0778-21-5013	—		
福井新聞社	代表 0776-57-5111	—	0776-57-5145	—		
日刊県民福井	代表 0776-28-8613	—	0776-28-8616	—		
福井エフエム放送	代表 0776-21-2100	—	0776-21-2101	—		

◎通信関係

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	防災行政無線	NTT 回線	防災行政無線		
NTT 西日本福井支店	代表 0776-52-3031	—	0776-54-8539	—		

◎市町役場・消防

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	防災行政無線	NTT 回線	防災行政無線		
越前市役所	代表 0778-22-3000	302-1-2312	0778-22-3458	302-1-2990	seikatu@city.echizen.lg.jp	
南越消防組合消防本部	直通 0778-21-8888	355-1-342	0778-21-0093	355-1-244	nsk119@city.echizen.lg.jp	
南越消防組合中消防署	代表 0778-21-8899	355-1-304	0778-21-8890	355-1-244	nsk-naka@city.echizen.lg.jp	
南越消防組合東消防署	代表 0778-43-0119	355-1-700	0778-42-0156	—	nsk-higashi@city.echizen.lg.jp	
鯖江市役所	代表 0778-51-2200	306-1-212	0778-51-8151	306-1-492	SC-Bousai@city.sabae.lg.jp	
鯖江・丹生消防本部	代表 0778-54-0119	354-1-131	0778-51-8383	354-1-197	snfd@fd-sabaenyu.jp	
南越前町役場	代表 0778-47-3000	320-1-219	0778-47-3261	320-1-591	bousai@town.minamiechizen.lg.jp	
南越消防組合南消防署	代表 0778-45-0119	355-1-600	0778-45-0315	—	nsk-minami@city.echizen.lg.jp	
池田町役場	代表 0778-44-6000	319-1-120	0778-44-6296	319-1-397	kensetu@town.ikeda.fukui.jp	
南越消防組合東消防署池田分署	代表 0778-44-8119	355-1-500	0778-44-8109	—	nsk-ikeda@city.echizen.lg.jp	

◎鉄道関係

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	防災行政無線	NTT 回線	防災行政無線		
(株)ハピラインふくい 施設管理センター	代表 0776-26-1668	—	0776-22-6605	—		
福井鉄道㈱鉄道部	0778-21-0706	—	0778-21-0722	—		

◎その他

名称	電話		FAX		E-mail	備考
	NTT 回線	防災行政無線	NTT 回線	防災行政無線		
日野土地改良区	0778-24-5615	—	—	—		
日野川用土土地改良区	0778-21-3311	0778-24-1067	—	—		
越前たけふ農業協同組合	0778-22-1111	—	—	—		
福井丹南農業協同組合	0778-51-8000	—	—	—		

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基づき、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

- 第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
 - 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
 - 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
 - 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
 - 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

- 第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
 - 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
 - 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
 - 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

- 第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき

は、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害

の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一

条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項

の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知するその他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地中に建設中の施設を除く。）

当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わな

なければならない。

- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当

該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却

し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

- 第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 - 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
 - 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

- 第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

- 第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

- 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、

又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定

する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

福井県水防協議会条例

昭和二十四年十一月一日

福井県条例第六十一号

改正 平成一二年三月二一日条例第七七号

改正 平成二六年三月二〇日条例第三一号

福井県水防協議会条例を次のように制定する。

(設置)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第八条第一項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、福井県水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(会長)

第二条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第三条 委員の数は、十五人以内とする。

2 関係行政機関の職員または関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(任期)

第四条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 知事は、特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、または解嘱することができる。

(議長)

第五条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第六条 協議会は、委員の三分の一以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第七条 協議会に幹事および書記若干人を置き、会長が命じ、または委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(その他)

第八条 この条例に定めるものおよび協議会がみずから定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第七七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年三月二〇日条例第三一号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。